

0001

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：基礎

建築基準法上、「主要構造部」に含まれないものとして最も適当なものはどれか。

- ア．屋外階段
- イ．建築物の柱
- ウ．建築物の床
- エ．建築物の屋根

答え・解説

正答：ア

ア：屋外階段は、構造上重要でない部分として主要構造部の定義から除かれる。

イ：柱は主要構造部に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：床は主要構造部に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：屋根は主要構造部に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：屋外階段は、構造上重要でない部分として主要構造部の定義から除かれる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0002

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：基礎

床が地盤面下にある階について、建築基準法上「地階」となる条件として最も適当なものはどれか。

- ア．床面から地盤面までの高さが天井高さの2分の1以上でなければ地階にならない。
- イ．床面から地盤面までの高さが、その階の天井高さの3分の1以上である。
- ウ．床が1cmでも地盤面下にあれば、深さに関係なく地階となる。
- エ．床面から地盤面までの高さが天井高さの4分の1以上であれば必ず地階となる。

答え・解説

正答：イ

ア：2分の1は要件を厳しくしすぎている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：地階は、床が地盤面下にあり、床面から地盤面までの高さがその階の天井高さの3分の1以上の階をいう。

ウ：単に床が地盤面下というだけでは地階の定義を満たさない。

エ：4分の1では法定の3分の1に達しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：地階は、床が地盤面下にあり、床面から地盤面までの高さがその階の天井高さの3分の1以上の階をいう。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0003

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：基礎

次のうち、建築基準法上の「建築設備」に該当するものとして最も適当なものはどれか。

- ア．敷地境界に設ける独立した目隠し堀
- イ．室内に置くだけの可動式家具
- ウ．建築物に設ける合併処理浄化槽
- エ．造園のため単独で植えた庭木

答え・解説

正答：ウ

ア：堀は建築設備の定義には含まれない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：家具は建築設備ではなく、建築物に定着した設備にも当たらない。

ウ：建築物に設ける浄化槽は、建築設備に含まれる。

エ：庭木は建築設備には該当しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：建築物に設ける浄化槽は、建築設備に含まれる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0004

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：標準

建築基準法上、「特殊建築物」に該当するものとして最も適当なものはどれか。

- ア．一般的な一戸建て専用住宅
- イ．一般的な小規模事務所
- ウ．屋外の月極駐車場のみ
- エ．地域活動支援センター

答え・解説

正答：エ

ア：一戸建て専用住宅は、それだけで特殊建築物には該当しない。

イ：一般事務所は、用途だけで特殊建築物に分類されるものではない。

ウ：屋外駐車場のみは建築物の特殊用途施設ではない。

エ：地域活動支援センターの用途に供する施設は、特殊建築物に含まれる。

総合解説：地域活動支援センターの用途に供する施設は、特殊建築物に含まれる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0005

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：標準

建築基準法上、「建築」に含まれない行為として最も適当なものはどれか。

- ア．大規模の修繕
- イ．建築物の新築
- ウ．建築物の増築
- エ．建築物の移転

答え・解説

正答：ア

ア：「建築」は新築・増築・改築・移転をいい、大規模の修繕は別の概念である。

イ：新築は「建築」に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：増築は「建築」に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：移転は「建築」に含まれる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：「建築」は新築・増築・改築・移転をいい、大規模の修繕は別の概念である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0006

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：標準

「大規模の修繕」の説明として、建築基準法上最も適当なものはどれか。

- ア．仕上げ材を一部張り替える工事は規模に関係なく全て大規模の修繕となる。
- イ．建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕
- ウ．主要構造部を全く扱わなくても工事費が高額なら大規模の修繕となる。
- エ．主要構造部の修繕は、1か所でも行えば面積や割合に関係なく大規模の修繕となる。

答え・解説

正答：イ

ア：仕上げの一部修繕だけでは定義を満たさない。

イ：大規模の修繕は、主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

ウ：工事費の大小は定義要件ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：主要構造部について「過半」であることが必要である。

総合解説：大規模の修繕は、主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0007

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：標準

「構造耐力上主要な部分」に含まれるものとして最も適当なものはどれか。

- ア．室内の移動式間仕切り
- イ．装飾用のカーテンボックス
- ウ．基礎
- エ．床に固定していない収納家具

答え・解説

正答：ウ

ア：移動式間仕切りは通常、構造耐力上主要な部分ではない。

イ：装飾用部材は構造耐力を負担する部分ではない。

ウ：基礎は、自重・積載荷重・外力を支える構造耐力上主要な部分に含まれる。

エ：家具は構造耐力上主要な部分ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：基礎は、自重・積載荷重・外力を支える構造耐力上主要な部分に含まれる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0008

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：標準

建築基準法上の「避難階」の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．避難上有効なバルコニーがある階は全て避難階である。
- イ．屋上に通ずる階段がある階は全て避難階である。
- ウ．消防隊進入口がある階は全て避難階である。
- エ．直接地上へ通ずる出入口のある階

答え・解説

正答：エ

ア：バルコニーの有無だけでは避難階にはならない。

イ：屋上への階段だけでは直接地上に通ずる要件を満たさない。

ウ：消防隊進入口は避難階の定義要件ではない。

エ：避難階は、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。

総合解説：避難階は、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0009

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：応用

建築面積の基本的な算定方法として最も適当なものはどれか。

- ア．外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を原則とする。
- イ．各階の床面積を単純に合計したものを建築面積とする。
- ウ．屋根面の実面積を勾配に沿って測った値を建築面積とする。
- エ．敷地面積から空地面積を差し引いた値を常に建築面積とする。

答え・解説

正答：ア

ア：建築面積は、原則として外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。

イ：各階床面積の合計は延べ面積の考え方であり、建築面積とは異なる。

ウ：建築面積は勾配屋根の実面積ではなく水平投影を基本とする。

エ：敷地と空地の差だけで建築面積が決まるわけではない。

総合解説：建築面積は、原則として外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0010

2-1 総則・手続 > 用語・適用・面積 | 難易度：応用

各階の「床面積」の基本的な算定方法として最も適当なものはどれか。

- ア．外壁の外面から外面までの実測面積だけで算定する。
- イ．壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基本とする。
- ウ．屋根の水平投影面積と常に同じ値になる。
- エ．敷地面積に建蔽率を乗じた値を各階の床面積とする。

答え・解説

正答：イ

ア：中心線による算定が原則で、外面実測だけではない。

イ：床面積は、各階について壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基本として算定する。

ウ：屋根投影面積と床面積は別の概念である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：敷地面積×建蔽率は建築面積の上限検討であり、床面積算定式ではない。

総合解説：床面積は、各階について壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基本として算定する。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0011

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：基礎

令和7年4月施行の改正後、都市計画区域外で新築する木造2階建て住宅の建築確認について最も適当なものはどれか。

- ア．木造なので、区域外では延べ面積にかかわらず確認不要である。
- イ．住宅用途であれば、3階建て未満は確認不要である。
- ウ．階数が2以上であるため、原則として建築確認の対象となる。
- エ．建築士が設計すれば、確認申請そのものが不要になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：令和7年改正後は木造2階建てを区域外だから除外する取扱いではない。

イ：住宅用途だけで確認対象から外れるわけではない。

ウ：改正後は、構造にかかわらず平家かつ延べ面積200㎡以下以外の建築物は確認・審査対象が拡大され、木造2階建ては区域外でも確認対象となる。

エ：建築士設計は審査省略に関係する場合があっても、確認申請自体を当然に不要とするものではない。

総合解説：改正後は、構造にかかわらず平家かつ延べ面積200㎡以下以外の建築物は確認・審査対象が拡大され、木造2階建ては区域外でも確認対象となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0012

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：基礎

都市計画区域外で新築する木造平家建て、延べ面積250㎡の建築物について最も適当なものはどれか。

- ア．平家なので面積に関係なく確認不要である。
- イ．木造なので延べ面積500㎡以下なら確認不要である。
- ウ．用途が事務所なら確認不要である。
- エ．延べ面積が200㎡を超えるため、原則として建築確認の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：平家であっても200㎡超は対象となる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：旧来の木造500㎡基準をそのまま用いることはできない。

ウ：用途だけで確認不要になるものではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：令和7年4月以降、平家でも延べ面積200㎡を超える建築物は構造を問わず確認対象となる。

総合解説：令和7年4月以降、平家でも延べ面積200㎡を超える建築物は構造を問わず確認対象となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0013

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：基礎

令和7年4月以降の審査省略制度の対象となり得る小規模建築物の規模として最も適当なものはどれか。

- ア．平家建てかつ延べ面積200㎡以下
- イ．木造2階建てかつ延べ面積500㎡以下
- ウ．木造3階建てかつ延べ面積300㎡以下
- エ．構造を問わず3階建て以下で延べ面積500㎡以下

答え・解説

正答：ア

ア：審査省略制度の対象規模は、改正により平家建てかつ延べ面積200㎡以下へ縮小された。
イ：木造2階建ては新2号建築物となり、従来の4号特例と同じ扱いではない。
ウ：3階建ては対象規模ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：階数3以下・500㎡以下という一律基準ではない。
総合解説：審査省略制度の対象規模は、改正により平家建てかつ延べ面積200㎡以下へ縮小された。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0014

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：基礎

令和7年4月以降、木造2階建て一戸建て住宅で主要構造部の過半に及ぶ大規模の修繕を行う場合の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．新築ではないため、建築確認は一切不要である。
- イ．新2号建築物に該当する規模であれば、原則として建築確認が必要となる。
- ウ．住宅であれば大規模の修繕でも確認対象にならない。
- エ．工事費が500万円以下なら建築確認は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：大規模修繕も確認対象となる場合がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：改正により木造2階建て等の大規模修繕・模様替も確認対象が拡大された。
ウ：住宅用途だけで除外されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：工事費は確認要否の法定基準ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
総合解説：改正により木造2階建て等の大規模修繕・模様替も確認対象が拡大された。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0015

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

確認申請が必要な建築物の建築工事について、着工時期の原則として最も適当なものはどれか。

- ア．確認申請書を提出した時点で着工できる。
- イ．設計者が適法と判断すれば確認済証前でも着工できる。
- ウ．確認済証の交付を受けた後に着工する。
- エ．完了検査申請と同時に確認を受ければよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：申請提出だけでは着工要件を満たさない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：設計者の自己判断で法定手続を省略できない。

ウ：確認を要する工事は、原則として確認済証の交付後でなければ着手できない。

エ：確認は工事完了後ではなく工事着手前の手続である。

総合解説：確認を要する工事は、原則として確認済証の交付後でなければ着手できない。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0016

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

建築主が確認対象工事を完了した場合、完了検査の申請は原則としていつまでに建築主事等へ到達するように行うか。

- ア．工事完了の日から7日以内
- イ．工事完了の日から14日以内
- ウ．建物を使用開始した日から30日以内
- エ．工事完了の日から4日以内

答え・解説

正答：エ

ア：7日は検査実施側の期間と混同しやすい。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：14日という期限ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：使用開始日を基準とする30日ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：建築基準法第7条では、原則として工事完了の日から4日以内に申請が到達するよう求めている。

総合解説：建築基準法第7条では、原則として工事完了の日から4日以内に申請が到達するよう求めている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0017

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

建築主事等が完了検査申請を受理した場合、原則として何日以内に検査を行うか。

- ア．完了検査申請受理から7日以内を検査期限とする。
- イ．申請受理後2日以内を検査期限とみなす。
- ウ．建築主側の申請期限4日と検査期限を混同する。
- エ．申請受理後21日以内まで検査可能とする。

答え・解説

正答：ア

ア：建築主事等は、完了検査申請を受理した日から7日以内に適合性を検査する。

イ：2日以内という規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：4日は建築主の申請期限であり、検査実施期限ではない。

エ：21日以内では長すぎ、法定期間と異なる。

総合解説：建築主事等は、完了検査申請を受理した日から7日以内に適合性を検査する。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0018

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

指定確認検査機関が完了検査を引き受けた場合の検査時期として最も適切なものはどれか。

- ア．指定確認検査機関には検査期限の定めがない。
- イ．工事完了日又は検査引受日若しくは所定の基準日のうち法定の起算点から7日以内に検査する。
- ウ．建築主が希望するまで検査を無期限に延期できる。
- エ．検査済証は工事完了前に交付してよい。

答え・解説

正答：イ

ア：指定確認検査機関にも法定の検査期限がある。

イ：指定確認検査機関にも完了検査の法定期限があり、原則7日以内の検査が求められる。

ウ：任意に無期限延期できる制度ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：検査済証は完成した建築物等の適合を確認して交付する。

総合解説：指定確認検査機関にも完了検査の法定期限があり、原則7日以内の検査が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0019

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

中間検査の対象となる「特定工程」に係る工事が終了した場合の手続として最も適当なものはどれか。

- ア．完了検査まで中間検査の申請を待ってよい。
- イ．建築主が不要と判断すれば中間検査を省略できる。
- ウ．原則として特定工程の工事終了から4日以内に中間検査を申請する。
- エ．中間検査は工事着手前に行う。

答え・解説

正答：ウ

ア：中間検査は特定工程後に行うもので、完了まで待てない。
イ：対象建築物では任意に省略できない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：中間検査対象では、特定工程の工事終了後、所定期間内に中間検査申請を行う必要がある。
エ：中間検査は着手前ではなく特定工程完了時の検査である。
総合解説：中間検査対象では、特定工程の工事終了後、所定期間内に中間検査申請を行う必要がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0020

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：標準

中間検査の対象建築物における「特定工程後の工程」について最も適当なものはどれか。

- ア．特定工程の写真を保存すれば合格証前でも自由に施工できる。
- イ．完了検査を受ける予定があれば中間検査合格証は不要である。
- ウ．施工者が適合を自己確認すれば後工程へ進める。
- エ．原則として中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工できない。

答え・解説

正答：エ

ア：写真保存だけで法定中間検査を代替できない。
イ：完了検査予定は中間検査義務を消さない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：施工者の自己確認だけでは合格証に代わらない。
エ：中間検査制度では、特定工程後の工程に進む前に合格証の交付を受けることが原則である。
総合解説：中間検査制度では、特定工程後の工程に進む前に合格証の交付を受けることが原則である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0021

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：応用

確認済証交付後、建築物の高さの最低限度が定められていない区域で、建築基準関係規定に適合する範囲内で建築物の高さを減少させる変更を行う場合の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．所定の軽微な変更に該当すれば、改めて確認済証の交付を受ける必要はない。
- イ．高さを1mmでも変更したら必ず計画変更確認が必要である。
- ウ．確認済証交付後は、いかなる変更も法律上禁止される。
- エ．高さを減少させる変更は、建築基準関係規定への適合性にかかわらず自由で届出も不要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：適合が明らかな一定の変更は軽微な変更として扱われ、計画変更確認を要しない場合がある。
- イ：軽微な変更に該当する場合は必ずしも再確認を要しない。
- ウ：確認後の変更自体が一律禁止されているわけではない。
- エ：適合条件や手続を無視して自由に変更できるわけではない。

総合解説：適合が明らかな一定の変更は軽微な変更として扱われ、計画変更確認を要しない場合がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0022

2-1 総則・手続 > 建築確認・中間検査・完了検査 | 難易度：応用

指定確認検査機関について最も適当な説明はどれか。

- ア．設計者の代わりに設計図書を作成することだけを業務とする。
- イ．法令に基づき建築確認や完了検査等を行い、所定の要件を満たすと確認済証・検査済証を交付できる。
- ウ．建築基準法の適用そのものを免除する権限を持つ。
- エ．確認申請を受け付けることはできるが検査は一切できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：指定確認検査機関の中心業務は確認・検査であり、設計代行に限定されない。
- イ：指定確認検査機関は、法に基づき確認・検査業務を行う民間等の指定機関である。
- ウ：法令適用を免除する一般権限はない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
- エ：完了検査・中間検査等も法定範囲で行う。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：指定確認検査機関は、法に基づき確認・検査業務を行う民間等の指定機関である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0023

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：基礎

「既存不適格建築物」の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．建築当初から確認を受けず違法に建てられた建築物
- イ．用途地域に違反して新築されたばかりの建築物
- ウ．建築当時は適法で、その後の法令改正等により現行規定に適合しなくなった建築物
- エ．検査済証を紛失しただけの建築物

答え・解説

正答：ウ

ア：建築当初から違法な建築物は既存不適格とは区別される。
イ：新築時から用途制限違反なら既存不適格ではなく違反建築物である。
ウ：既存不適格は、建築時に適法であった建築物が後の法改正等で現行規定に適合しなくなった状態をいう。
エ：書類紛失だけで既存不適格になるわけではない。
総合解説：既存不適格は、建築時に適法であった建築物が後の法改正等で現行規定に適合しなくなった状態をいう。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0024

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：基礎

法令改正により新基準が施行された時点で、適法に存在していた建築物が新基準に適合しない場合の原則として最も適当なものはどれか。

- ア．改正施行日に必ず取り壊さなければならない。
- イ．新基準に合わない部分は全て直ちに刑事罰の対象となる。
- ウ．既存建築物には法令改正が一切適用されない。
- エ．建築基準法第3条第2項等により、一定範囲で新規定の適用を受けないことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：直ちに取壊しとなる制度ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：適法な既存建築物が自動的に違反となるわけではない。
ウ：増改築等を契機に規定が適用されることがあり、永久に全規定免除ではない。
エ：既存建築物には経過的な適用除外が設けられ、直ちに違反建築物になるとは限らない。
総合解説：既存建築物には経過的な適用除外が設けられ、直ちに違反建築物になるとは限らない。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0025

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：標準

既存不適格建築物に増築・改築等を行う場合の説明として最も適当なものはどれか。

ア．政令で定める範囲や条件に該当すれば、一定の緩和・適用除外を受けながら工事できる場合がある。

イ．増築を1㎡でも行えば既存部分を全て現行法に完全適合させなければならない。

ウ．既存不適格であれば、どのような増築でも確認や現行規定を無視できる。

エ．既存部分を残す限り、増築は法律上禁止される。

答え・解説

正答：ア

ア：既存不適格建築物の増改築等には、一定範囲で既存部分への規定適用を緩和する制度がある。

イ：一律全面遡及ではなく、法定の緩和制度がある。

ウ：既存不適格でも増築部分等には現行規定・確認手続が関係する。

エ：増築自体が一律禁止されているわけではない。

総合解説：既存不適格建築物の増改築等には、一定範囲で既存部分への規定適用を緩和する制度がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0026

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：標準

一定の特殊建築物等の所有者・管理者に求められる維持保全について最も適当なものはどれか。

ア．建築後は所有者に維持保全上の義務は一切ない。

イ．必要に応じ、維持保全に関する準則又は計画を作成し、適切な措置を講ずる。

ウ．維持保全計画は全ての一戸建て住宅に一律義務付けられる。

エ．維持保全は建築主事だけが行い、所有者・管理者は関与しない。

答え・解説

正答：イ

ア：建築物の状態を適切に維持する責務がある。

イ：安全・防火・衛生上重要な一定の建築物では、維持保全に関する準則・計画等の措置が求められる。

ウ：対象は政令で定める特殊建築物等で、全戸建に一律ではない。

エ：所有者・管理者側の措置が制度上想定されている。

総合解説：安全・防火・衛生上重要な一定の建築物では、維持保全に関する準則・計画等の措置が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0027

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：標準

建築物に損傷・腐食その他の劣化が生じ、放置すれば保安上危険となるおそれがある場合、特定行政庁が行える対応として最も適当なものはどれか。

- ア．裁判手続なしに必ず即日取り壊す。
- イ．所有者の同意がない限り、行政は一切関与できない。
- ウ．所有者等に対し、維持保全に関し必要な指導・助言等を行うことができる。
- エ．建物が使用中であれば劣化状況に関係なく行政措置の対象外となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：危険性に応じた法定手続があり、即日取壊しが唯一の対応ではない。

イ：法に基づく行政関与が認められている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：一定の劣化建築物について、特定行政庁は維持保全に関する指導・助言等を行う制度がある。

エ：使用中かどうかだけで対象外にはならない。

総合解説：一定の劣化建築物について、特定行政庁は維持保全に関する指導・助言等を行う制度がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0028

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：標準

建築基準法第48条の用途地域等の規定に違反して建築した場合の罰則に関する説明として最も適当なものはどれか。

- ア．罰則は一切なく行政指導だけである。
- イ．必ず10年以下の拘禁刑となる。
- ウ．施工者だけが処罰対象で、建築主は対象にならない。
- エ．建築主が100万円以下の罰金の対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：用途地域違反には罰則規定がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：10年以下という重い一律刑ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：建築主が処罰対象となる規定がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：用途地域等の規定違反について、建築主に100万円以下の罰金が定められている。

総合解説：用途地域等の規定違反について、建築主に100万円以下の罰金が定められている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0029

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：応用

確認済証の交付後でなければ着工できない建築工事を、確認済証を受けずに施工した工事施工者について最も適当なものはどれか。

- ア．1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の対象となり得る。
- イ．罰則はなく、後から確認を受ければ必ず問題にならない。
- ウ．建築主だけが処罰対象で施工者は処罰されない。
- エ．行政上の注意だけで刑事罰は定められていない。

答え・解説

正答：ア

ア：無確認着工には、工事施工者に対する拘禁刑又は罰金の罰則が定められている。
イ：後追い確認で当然に免責される制度ではない。
ウ：工事施工者も罰則対象となり得る。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：刑事罰が法定されている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
総合解説：無確認着工には、工事施工者に対する拘禁刑又は罰金の罰則が定められている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0030

2-1 総則・手続 > 既存不適格・維持保全・罰則 | 難易度：応用

既存不適格建築物と違反建築物の区別として最も適当なものはどれか。

- ア．どちらも建築当初から違法であり、法的な区別はない。
- イ．既存不適格は建築時には適法だった点が、当初から法令違反の建築物と大きく異なる。
- ウ．既存不適格は確認済証を紛失した建築物を指す。
- エ．違反建築物は法令改正で自動的に生じるだけで、建築時の違法行為とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：両者は建築時の適法性で区別される。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：既存不適格は「適法に成立した後で基準が変わった」という時間的経緯が本質である。
ウ：書類の有無だけで決まる概念ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：違反建築物は建築時或使用時の法令違反によって生じ得る。
総合解説：既存不適格は「適法に成立した後で基準が変わった」という時間的経緯が本質である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0031

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：基礎

居室の天井の高さに関する基準として最も適当なものはどれか。

- ア．一般住宅の居室でも最低1.8mあればよいとする。
- イ．最低高さを2.0mとする。
- ウ．居室の天井高さを原則2.1m以上とする。
- エ．全ての居室に一律2.8m以上を要求する。

答え・解説

正答：ウ

ア：1.8mでは法定最低高さに達しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：2.0mでも2.1m未満である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：建築基準法施行令では、居室の天井高さを原則2.1m以上としている。

エ：2.8mを一律最低とする規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：建築基準法施行令では、居室の天井高さを原則2.1m以上としている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0032

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：基礎

一室の中で天井高さが異なる場合の「居室の天井の高さ」の算定として最も適当なものはどれか。

- ア．最も低い部分だけで判定する。
- イ．最も高い部分だけで判定する。
- ウ．入口部分の高さだけで判定する。
- エ．天井高さが異なる部分を考慮した平均の高さによる。

答え・解説

正答：エ

ア：最低部だけで一律判定する規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：最高部だけでは室全体を表さない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：入口位置だけを基準とする規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：一室で天井高さが異なる場合は、その平均の高さで判定する。

総合解説：一室で天井高さが異なる場合は、その平均の高さで判定する。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0033

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：基礎

最下階の居室の床が木造である場合の床高さについて最も適当なものはどれか。

- ア．原則45cm以上だが、床下をコンクリート等で覆う場合などには例外がある。
- イ．常に30cm以上でよく、例外規定はない。
- ウ．常に60cm以上必要で、床下処理の有無は関係ない。
- エ．床高さの規定は木造床には適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：木造床は地面から床上面まで45cm以上が原則だが、防湿上有効な措置等の例外がある。
イ：30cmは原則基準を満たさない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：60cmを一律必要とする規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：木造最下階床には床高さ・防湿の基準がある。

総合解説：木造床は地面から床上面まで45cm以上が原則だが、防湿上有効な措置等の例外がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0034

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：標準

居室に換気設備を設けない場合の換気上有効な窓その他の開口部について、建築基準法上の基本原則として最も適当なものはどれか。

- ア．床面積の100分の1以上でよい。
- イ．換気到有効な部分の面積を床面積の20分の1以上とする。
- ウ．床面積の2分の1以上必要である。
- エ．窓の大きさに関する基準は一切ない。

答え・解説

正答：イ

ア：100分の1では小さすぎる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：法第28条では、換気のための開口部の有効面積を原則として床面積の20分の1以上としている。
ウ：2分の1を一律要求する規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：換気開口の面積基準が定められている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：法第28条では、換気のための開口部の有効面積を原則として床面積の20分の1以上としている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0035

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：標準

居室の採光に有効な部分の面積を算定する際、開口部が公園に面する場合の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．常に開口部の直前を隣地境界線とみなす。
- イ．公園に面する開口部は採光上の評価を一切受けない。
- ウ．所定の条件では、公園の反対側の境界線を隣地境界線として扱う。
- エ．公園の幅にかかわらず採光補正係数を必ず0とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：公園を無視して直前を境界とする扱いではない。
イ：採光評価そのものが不要になるわけではない。
ウ：公園・広場等に面する場合は、採光上の水平距離の算定で反対側境界線を用いる特例がある。
エ：公園に面するだけで係数0になる規定ではない。
総合解説：公園・広場等に面する場合は、採光上の水平距離の算定で反対側境界線を用いる特例がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0036

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：標準

住宅の階段（共同住宅の共用階段を除く）の蹴上げ・踏面について最も適当な組合せはどれか。

- ア．蹴上げ30cm以下、踏面10cm以上
- イ．蹴上げ15cm以下、踏面40cm以上のみ
- ウ．蹴上げ25cm以下であれば踏面寸法は自由
- エ．蹴上げ23cm以下、踏面15cm以上とすることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：蹴上げ30cm・踏面10cmは基準を満たさない。
イ：一律にこの厳しい寸法だけを要求する規定ではない。
ウ：踏面にも最低寸法がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：住宅専用階段には特例があり、蹴上げ23cm以下・踏面15cm以上とすることができる。
総合解説：住宅専用階段には特例があり、蹴上げ23cm以下・踏面15cm以上とすることができる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0037

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：標準

階段の手すりに関する説明として最も適当なものはどれか。

- ア．原則として手すりが必要だが、高さ1m以下の階段部分には適用されない。
- イ．全ての階段で両側手すりが必須で例外はない。
- ウ．高さ2m以下の階段は手すり不要である。
- エ．住宅の階段には手すり規定が一切適用されない。

答え・解説

正答：ア

- ア：階段には手すりが原則必要であるが、高さ1m以下の部分は例外とされる。
- イ：両側に必ず手すりという一律規定ではなく、側壁等との関係もある。
- ウ：例外は高さ1m以下であり2m以下ではない。
- エ：住宅階段にも手すり規定は原則適用される。

総合解説：階段には手すりが原則必要であるが、高さ1m以下の部分は例外とされる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0038

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：標準

階段幅の算定で、手すりが階段側へ突出している場合の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．手すりの突出は30cmまで全て無視できる。
- イ．手すり等の幅は10cmを限度として、ないものとみなして幅を算定できる。
- ウ．手すりがあれば階段幅の規定自体が適用されない。
- エ．手すりの突出は1cmでも必ず全幅から差し引かなければならない。

答え・解説

正答：イ

- ア：無視できる上限は10cmである。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
- イ：階段幅算定では、手すり等の突出は10cmを限度に算入しない扱いができる。
- ウ：手すりの存在で階段幅基準が消えるわけではない。
- エ：10cmまでの特例があるため、1cmでも必ず控除するわけではない。

総合解説：階段幅算定では、手すり等の突出は10cmを限度に算入しない扱いができる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0039

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：応用

一般の階段（小学校児童用等の特別な区分を除く）で、高さが4mを超える場合の踊場について最も適当なものはどれか。

- ア．高さ1m以内ごとに踊場が必要である。
- イ．高さ6m以内ごとでよい。
- ウ．高さ4m以内ごとに踊場を設ける。
- エ．踊場は階段の高さに関係なく不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：1mごとは過剰な基準である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：一般階段は4m以内ごとであり6mではない。
ウ：一般区分の階段は、高さ4mを超える場合、高さ4m以内ごとに踊場を設ける。
エ：一定高さを超える階段には踊場規定がある。
総合解説：一般区分の階段は、高さ4mを超える場合、高さ4m以内ごとに踊場を設ける。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0040

2-2 単体規定 > 採光・換気・天井・階段等 | 難易度：応用

階段寸法に関する考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．すべての建築物で住宅専用階段と同じ寸法を用いる。
- イ．学校の階段は住宅より狭くしてよい。
- ウ．用途にかかわらず階段幅だけが規定され、蹴上げ・踏面は自由である。
- エ．学校の児童・生徒用階段や大規模店舗等の階段は、住宅専用階段より幅・蹴上げ・踏面について厳しい基準が設けられている。

答え・解説

正答：エ

ア：用途別に寸法区分がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：学校階段は一般により広く緩勾配側の基準となる。
ウ：蹴上げ・踏面にも法定寸法がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：階段寸法は用途・利用者・規模によって区分され、避難上重要な階段ほど厳しい寸法が設定される。
総合解説：階段寸法は用途・利用者・規模によって区分され、避難上重要な階段ほど厳しい寸法が設定される。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0041

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：基礎

令和7年4月以降、2階建て以下の木造建築物で構造計算が必要となる延べ面積の基準について最も適当なものはどれか。

- ア．延べ面積300㎡を超えるものは、原則として構造計算が必要となる。
- イ．延べ面積100㎡を超えれば全て構造計算が必要である。
- ウ．延べ面積500㎡を超える場合だけが対象で、改正はない。
- エ．木造であれば面積にかかわらず構造計算は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：改正により、2階建て以下の木造建築物で構造計算を要する規模は500㎡超から300㎡超へ引き下げられた。

イ：100㎡超を一律対象とする基準ではない。

ウ：500㎡超という旧基準から改正されている。

エ：一定規模以上の木造には構造計算が必要である。

総合解説：改正により、2階建て以下の木造建築物で構造計算を要する規模は500㎡超から300㎡超へ引き下げられた。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0042

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：基礎

木造2階建て、延べ面積300㎡、高さ7m、地階なしの建築物について、他の指定条件に該当しない場合の構造計算の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．300㎡以上は全て構造計算必須なので必ず必要である。
- イ．延べ面積が300㎡を「超えて」いないため、この規模要件だけを理由に構造計算が必須とはならない。
- ウ．木造2階建ては面積に関係なく必ず構造計算が必要である。
- エ．高さ7mを超えない限り面積は一切考慮しない。

答え・解説

正答：イ

ア：基準は300㎡超であり、ちょうど300㎡を一律に含める表現は誤り。

イ：令和8年公式問題でも、木造2階建て・延べ面積300㎡は構造計算不要となり得る例として扱われている。

ウ：木造2階建てが構造計算必須ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：面積基準も考慮される。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：令和8年公式問題でも、木造2階建て・延べ面積300㎡は構造計算不要となり得る例として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0043

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：基礎

木造平家建て、延べ面積350㎡、高さ4mの建築物について最も適当なものはどれか。

- ア．平家であれば面積にかかわらず構造計算不要である。
- イ．350㎡は500㎡以下なので旧基準により構造計算不要である。
- ウ．延べ面積が300㎡を超えるため、原則として構造計算により安全性を確かめる必要がある。
- エ．高さ4m以下であれば延べ面積は考慮しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：平家でも300㎡超は対象となる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：令和7年改正後は旧500㎡基準ではない。

ウ：木造2階以下でも延べ面積300㎡超は構造計算対象となる。

エ：高さだけではなく面積も要件となる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：木造2階以下でも延べ面積300㎡超は構造計算対象となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0044

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：標準

鉄骨造2階建て、延べ面積150㎡、高さ9mの建築物について、構造計算の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．延べ面積200㎡以下なので鉄骨造でも構造計算は不要である。
- イ．2階建てであれば構造種別に関係なく構造計算不要である。
- ウ．高さ10m未満なら鉄骨造の構造計算は不要である。
- エ．原則として構造計算により安全性を確かめる必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：非木造の構造規定を木造小規模の基準だけで判断できない。

イ：2階建てというだけで免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：高さ10m未満だけでは免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：令和8年公式問題では、この規模の鉄骨造2階建ては構造計算を要する選択肢として扱われている。

総合解説：令和8年公式問題では、この規模の鉄骨造2階建ては構造計算を要する選択肢として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0045

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：標準

鉄筋コンクリート造平家建て、延べ面積250㎡、高さ4mの建築物について最も適当なものはどれか。

- ア．原則として構造計算により安全性を確かめる必要がある。
- イ．平家なのでRC造でも構造計算不要である。
- ウ．高さ4m以下ならRC造は構造計算不要である。
- エ．延べ面積300㎡以下なら全構造で構造計算不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題では、RC造平家250㎡は構造計算が必要な事例として扱われている。
イ：平家であることだけでは免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：高さだけで判断しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：300㎡基準は木造2階以下の改正論点であり、全構造共通の免除基準ではない。
総合解説：令和8年公式問題では、RC造平家250㎡は構造計算が必要な事例として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0046

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：標準

鉄骨造の構造耐力上主要な部分の材料使用について最も適当なものはどれか。

- ア．引張材には鋳鉄だけを用いなければならない。
- イ．引張応力が生ずる部分には、原則として鋳鉄を使用しない。
- ウ．圧縮・引張の区別なく、構造耐力上主要な部分は全て鋳鉄で造る。
- エ．材料の性質は法規上考慮されない。

答え・解説

正答：イ

ア：鋳鉄を引張材に用いる趣旨ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：鋳鉄は脆性的な性質があり、引張応力が生ずる構造耐力上主要な部分への使用は制限される。
ウ：構造用途に応じた材料制限がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：材料の品質・適用は構造安全性に関係する。
総合解説：鋳鉄は脆性的な性質があり、引張応力が生ずる構造耐力上主要な部分への使用は制限される。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0047

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：標準

一定規模の建築物に設けられる「特定天井」の構造について最も適当なものはどれか。

- ア．天井は非構造部材なので法的な安全基準はない。
- イ．仕上げ材が不燃なら構造安全性の確認は不要である。
- ウ．国土交通大臣が定めた構造方法を用いるか、所定の認定を受けた安全な構造とする。
- エ．天井高さが高いほど自由な構法を選べる。

答え・解説

正答：ウ

ア：特定天井には脱落防止の構造基準がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：不燃性と構造安全性は別の論点である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：特定天井には地震時等の脱落防止のため、法令上の構造方法又は認定が求められる。

エ：高さが高いことを理由に基準がなくなるわけではない。

総合解説：特定天井には地震時等の脱落防止のため、法令上の構造方法又は認定が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0048

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：標準

既存建築物に増築部分をエキスパンションジョイント等で相互に応力を伝えない構造方法のみで接する場合の構造規定上の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．接している限り必ず一体の構造物として全て再計算する。
- イ．エキスパンションジョイントを設けると建築基準法が一切適用されなくなる。
- ウ．構造的に分離すれば確認申請も必ず不要になる。
- エ．一定の構造規定の適用では、既存部分と増築部分をそれぞれ別の建築物とみなせる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：構造的分離による特例があるため常に一体扱いではない。

イ：法令適用全体が消えるわけではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：構造上の扱いと確認手続の要否は別問題である。

エ：相互に応力を伝えない構造的分離を行う増築では、構造規定上別建築物として扱う特例がある。

総合解説：相互に応力を伝えない構造的分離を行う増築では、構造規定上別建築物として扱う特例がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0049

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：応用

建築物の基礎設計に関する基本的な考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．地盤の許容応力度や沈下等を考慮し、建築物に作用する荷重を安全に地盤へ伝える構造とする。
- イ．基礎の形式は地盤条件に関係なく一律に決められる。
- ウ．地盤調査結果は基礎設計に利用してはならない。
- エ．上部構造が木造なら基礎の安全性は検討不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：基礎は地盤条件と建物荷重の両方を考慮して安全に支持させる必要がある。

イ：地盤条件に応じて基礎形式・支持方法を検討する。

ウ：地盤調査は許容支持力等の重要な判断材料である。

エ：木造でも基礎の構造安全性は必要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：基礎は地盤条件と建物荷重の両方を考慮して安全に支持させる必要がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0050

2-2 単体規定 > 構造強度・一般構造 | 難易度：応用

補強コンクリートブロック造の耐力壁について、水平力に対する支点間距離が8mで、壁厚を15cmとする計画の評価として最も適当なものはどれか。

- ア．15cmで必ず適合する。
- イ．法定の壁厚条件を満たさないため、適合しない。
- ウ．耐力壁の厚さは支点間距離と無関係である。
- エ．補強コンクリートブロック造には耐力壁厚の基準がない。

答え・解説

正答：イ

ア：この条件では15cmでは不足する。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：令和8年公式問題では、支点間距離8mに対して壁厚15cmとした計画は不適合として扱われている。

ウ：壁厚は壁の寸法・支点間距離等と関係する。

エ：補強コンクリートブロック造にも構造基準がある。

総合解説：令和8年公式問題では、支点間距離8mに対して壁厚15cmとした計画は不適合として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0051

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：基礎

長屋の各戸の界壁について、防火上の基準として最も適当なものはどれか。

- ア．木造であれば界壁は仕上げ材だけでよい。
- イ．天井裏では界壁を必ず途中で止める。
- ウ．原則として準耐火構造とし、一定の例外を除き小屋裏又は天井裏まで達せしめる。
- エ．長屋の界壁には防火上の規定がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：界壁には構造上の防火性能が必要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：原則は小屋裏又は天井裏まで達せしめる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：長屋の界壁は延焼防止のため準耐火構造とし、原則小屋裏・天井裏まで連続させる。

エ：長屋の界壁には明確な規定がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：長屋の界壁は延焼防止のため準耐火構造とし、原則小屋裏・天井裏まで連続させる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0052

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：基礎

防火区画を構成する床に接する外壁の防火措置として最も適当なものはどれか。

- ア．幅30cmの普通木造壁があれば必ずよい。
- イ．外壁面から10cmだけ突出する可燃性ひさしでよい。
- ウ．防火区画があれば外壁側の延焼対策は一切不要である。
- エ．接する部分を含み幅90cm以上を準耐火構造とするか、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし・袖壁等で有効に遮る。

答え・解説

正答：エ

ア：90cm以上等の基準に達しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：50cm以上の準耐火構造等が必要である。

ウ：区画に接する外壁部分にも延焼防止措置が必要となる。

エ：区画を越えた外壁開口部間の延焼を防ぐため、90cmの耐火的外壁又は50cm突出部等の措置が求められる。

総合解説：区画を越えた外壁開口部間の延焼を防ぐため、90cmの耐火的外壁又は50cm突出部等の措置が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0053

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：基礎

給水管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合の処理として最も適当なものはどれか。

- ア．管と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるなど、所定の防火措置を行う。
- イ．隙間を可燃性発泡材だけで自由に埋めればよい。
- ウ．配管が細ければ隙間処理は一切不要である。
- エ．貫通部は区画の防火性能と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：配管貫通部は区画の防火性能を損なわないよう、不燃材料等で隙間を処理する。

イ：可燃材のみでは所定の防火措置にならない。

ウ：管径だけで一律免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：貫通部は火煙の経路となり得るため処理が必要である。

総合解説：配管貫通部は区画の防火性能を損なわないよう、不燃材料等で隙間を処理する。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0054

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：標準

竪穴部分とその他の部分を区画する防火設備について最も適当なものはどれか。

- ア．防火設備に遮煙性能は不要である。
- イ．避難上・防火上支障のない遮煙性能を有するものとする。
- ウ．竪穴部分は煙が上昇しにくいので区画不要である。
- エ．防火設備は常時開放固定としなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：竪穴区画では遮煙が重要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：階段・吹抜け等の竪穴は煙の縦方向拡散経路となるため、区画設備には遮煙性能が求められる。

ウ：竪穴は煙が上階へ広がりやすい。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：常時開放固定では区画機能を果たさない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：階段・吹抜け等の竪穴は煙の縦方向拡散経路となるため、区画設備には遮煙性能が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0055

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：標準

共同住宅の2階にあるバルコニーの周囲に設ける手すり壁等の高さについて最も適当なものはどれか。

- ア．50cm以上あればよい。
- イ．80cm以上あれば用途に関係なくよい。
- ウ．安全上必要な高さとして1.1m以上とする。
- エ．高さの基準は一切ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：50cmでは不足する。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：80cmでも1.1mに達しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：共同住宅の2階以上のバルコニー等には、転落防止のため1.1m以上の手すり壁等が求められる。
エ：転落防止の高さ基準がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
総合解説：共同住宅の2階以上のバルコニー等には、転落防止のため1.1m以上の手すり壁等が求められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0056

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：標準

3階建て、延べ面積300㎡の寄宿舎で、屋外出口から道路等へ通ずる敷地内通路の幅員として最も適当なものはどれか。

- ア．90cm以上あれば必ずよい。
- イ．60cm以上でよい。
- ウ．幅員は建築物の規模に関係なく自由である。
- エ．原則として1.5m以上必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：300㎡は200㎡未満の緩和に該当しない。
イ：60cmでは法定幅員を満たさない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：避難上必要な通路幅が定められている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：施行令第128条では、原則1.5m以上とし、3階以下かつ200㎡未満の場合に90cmの緩和がある。300㎡では緩和対象外である。
総合解説：施行令第128条では、原則1.5m以上とし、3階以下かつ200㎡未満の場合に90cmの緩和がある。300㎡では緩和対象外である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0057

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：標準

非常用の照明装置について、病院の病室の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．病院の病室は、所定の規定により非常用照明の設置を要しない場合がある。
- イ．病院の病室には用途・条件にかかわらず必ず各ベッド上に非常用照明を設ける。
- ウ．非常用照明は病院全体で一切禁止されている。
- エ．病室は常に避難階とみなされるため非常用照明が不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題では、病院の病室に非常用照明を設けなくてもよい旨が適法な肢として扱われている。

イ：病室には法定の適用除外があり、一律設置ではない。

ウ：病院全体で禁止される設備ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：避難階の定義とは別の理由で扱いが定められている。

総合解説：令和8年公式問題では、病院の病室に非常用照明を設けなくてもよい旨が適法な肢として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0058

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：標準

避難階が1階で、2階に集会室を有する集会場における直通階段について最も適当なものはどれか。

- ア．集会室が2階にあっても直通階段は1本で必ず足りる。
- イ．所定の条件では、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段が必要となる。
- ウ．屋外避難通路があれば建物内階段は不要である。
- エ．エレベーター1基を直通階段1本として数える。

答え・解説

正答：イ

ア：用途・階によって複数階段が必要となる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：集会場等は多数者利用を考慮し、2以上の直通階段が必要となる場合がある。

ウ：屋外通路だけで直通階段要件を代替できない。

エ：一般のエレベーターは直通階段として扱わない。

総合解説：集会場等は多数者利用を考慮し、2以上の直通階段が必要となる場合がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0059

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：応用

住宅に附属する平家建て、延べ面積25㎡の自動車車庫の内装制限について最も適当なものはどれか。

- ア．25㎡以下なら用途に関係なく内装制限はない。
- イ．住宅に附属すれば自動車車庫の用途は無視される。
- ウ．小規模でも自動車車庫の用途により内装制限の対象となる。
- エ．平家建てなら内装制限は一切適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：小規模だけを理由に免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：附属建築物でも車庫用途の規定が関係する。

ウ：令和8年公式問題では、25㎡の附属自動車車庫が「内装制限を受けない」とする記述が誤りとされている。

エ：平家であることだけでは免除されない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：令和8年公式問題では、25㎡の附属自動車車庫が「内装制限を受けない」とする記述が誤りとされている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0060

2-2 単体規定 > 防火区画・避難・内装制限 | 難易度：応用

地階に設ける床面積50㎡の飲食店の用途に供する居室について、内装制限の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．50㎡以下なので必ず対象外である。
- イ．地階は外部延焼がないため内装制限は適用されない。
- ウ．飲食店は内装制限の対象用途にならない。
- エ．内装制限の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：面積50㎡だけで免除されるものではない。

イ：地階はむしろ避難上の配慮が必要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：飲食店用途は内装制限の対象となり得る。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：地階に設ける飲食店等の居室は、火災時の避難・煙拡散の危険を考慮し内装制限の対象となる。

総合解説：地階に設ける飲食店等の居室は、火災時の避難・煙拡散の危険を考慮し内装制限の対象となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0061

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：基礎

建築基準法第42条第1項の「道路」の基本的な幅員要件として最も適当なものはどれか。

- ア．法第42条1項道路は原則として幅員4m以上を基本とする。
- イ．歩行用通路程度の1mを道路の一般基準とする。
- ウ．接道長さ2mと混同して道路幅員も2mを基準とする。
- エ．幹線道路級の20mを全ての道路に一律要求する。

答え・解説

正答：ア

ア：建築基準法上の道路は、原則として幅員4m以上のものを基本とする。

イ：1mでは道路の基本幅員要件を満たさない。

ウ：2mは接道長さで混同しやすい。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：20mを一律要求する規定ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：建築基準法上の道路は、原則として幅員4m以上のものを基本とする。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0062

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：基礎

建築物の敷地と道路との関係について、原則として必要な接道長さはどれか。

- ア．道路に50cm以上接すればよい。
- イ．道路に2m以上接する。
- ウ．道路に1m以上接すればよい。
- エ．道路に10m以上接することが一律に必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：50cmでは接道義務を満たさない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：法第43条では、建築物の敷地は原則として道路に2m以上接しなければならない。

ウ：原則2m以上である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：10mを全建築物に一律要求する規定ではない。

総合解説：法第43条では、建築物の敷地は原則として道路に2m以上接しなければならない。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0063

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：基礎

幅員25mの「自動車のみの交通の用に供する道路」に敷地が4m接している場合の原則的な扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．幅員が広いので必ず接道義務を満たす。
- イ．4m接していれば道路の種類に関係なく建築できる。
- ウ．法第43条の接道に用いる「道路」から除かれるため、それだけでは接道義務を満たさない。
- エ．自動車専用道路は一般道路より接道上優先される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：道路の種類が重要で、幅員だけでは判断できない。
- イ：接道長さだけでなく対象道路かどうかを確認する。
- ウ：自動車のみの交通の用に供する道路は、敷地の接道対象となる道路から除外される。
- エ：自動車専用道路は沿道接道用から除かれる。

総合解説：自動車のみの交通の用に供する道路は、敷地の接道対象となる道路から除外される。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0064

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：標準

特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合、袋路状道路とすることができる例として最も適当なものはどれか。

- ア．終端に何もなく転回場所もない場合でも常に可能
- イ．幅員が2mしかなくても位置指定を受ければ必ず可能
- ウ．接道先が自動車専用道路だけでも無条件に可能
- エ．終端が公園等に接続し、自動車の転回に支障がないなど所定条件を満たす場合

答え・解説

正答：エ

- ア：袋路状道路には安全上の条件がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
 - イ：位置指定道路にも必要な幅員・構造要件がある。
 - ウ：接続先等の条件を無視できない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
 - エ：位置指定道路は袋路状を原則制限するが、公園接続や転回条件等を満たす例外がある。
- 総合解説：位置指定道路は袋路状を原則制限するが、公園接続や転回条件等を満たす例外がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0065

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：標準

幅員4m未満の道が建築基準法第42条第2項の道路に指定され、両側が通常の宅地である場合の道路境界線の考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．原則として道の中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなす。
- イ．現況道路端をそのまま永久に道路境界とする。
- ウ．中心線から50cmの線を道路境界とする。
- エ．敷地側に一律4m後退する。

答え・解説

正答：ア

ア：2項道路では原則、中心線から2m後退した線を道路境界とみなす。

イ：2項道路ではセットバックが必要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：50cmでは原則幅員4mを確保できない。

エ：両側通常の場合は片側4m後退ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：2項道路では原則、中心線から2m後退した線を道路境界とみなす。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0066

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：標準

42条2項道路が、道の中心線から2m未満の位置で崖地・川等に沿う場合の道路境界線として最も適当なものはどれか。

- ア．中心線から両側1mずつの線とする。
- イ．崖地等の側の境界線と、その境界線から道側へ水平距離4mの線を道路境界線とみなす。
- ウ．崖地側へ建築物を張り出して4mを確保する。
- エ．現況幅員のままでセットバックは不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：1mずつでは4m幅員を確保できない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：片側が崖地等で後退できない場合は、反対側で4mの道路空間を確保する考え方となる。

ウ：崖地側への張り出しで道路確保する規定ではない。

エ：2項道路の後退規定が適用される。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：片側が崖地等で後退できない場合は、反対側で4mの道路空間を確保する考え方となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0067

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：標準

建築物を道路内に建築することについて、原則として最も適当な説明はどれか。

- ア．道路内は地上・地下を問わず例外なく禁止される。
- イ．道路内には用途に関係なく自由に建築できる。
- ウ．原則禁止だが、地盤面下の建築物等には例外がある。
- エ．道路内建築の制限は都市計画区域内でも存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：地下に設ける建築物等の例外がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：自由建築ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：法第44条は道路内建築を原則禁止しつつ、地下建築物等の例外を定めている。

エ：道路内建築制限が規定されている。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：法第44条は道路内建築を原則禁止しつつ、地下建築物等の例外を定めている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0068

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：標準

工事を施工するため現場に設ける仮設の事務所の敷地について、接道義務の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．どのような仮設事務所でも必ず道路に2m以上接しなければならない。
- イ．仮設建築物は建築基準法の全規定が一切適用されない。
- ウ．仮設事務所は道路内に自由に建てられる。
- エ．所定の仮設建築物として、一般の接道義務が適用されない場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：仮設建築物には接道等の特例がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：全規定免除ではなく適用条文ごとに判断する。

ウ：道路内建築が自由になるわけではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：令和8年公式問題では、現場事務所に一律2m接道が必要とする記述が誤りとされている。

総合解説：令和8年公式問題では、現場事務所に一律2m接道が必要とする記述が誤りとされている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0069

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：応用

密集市街地整備法等による新設事業計画のある道路で、2年以内に事業が執行される予定のものを特定行政庁が指定した場合の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．所定の要件を満たせば、建築基準法上の道路に該当する。
- イ．未完成の道路はどのような場合も建築基準法上の道路にならない。
- ウ．事業予定が10年後でも自動的に道路となる。
- エ．特定行政庁の指定は一切関係ない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第42条は、一定の事業計画道路について特定行政庁の指定等を条件に道路として扱う。
イ：予定道路を道路として扱う制度がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：執行時期など法定要件がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：指定等の手続が重要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
総合解説：法第42条は、一定の事業計画道路について特定行政庁の指定等を条件に道路として扱う。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0070

2-3 集団規定 > 道路・接道 | 難易度：応用

都市計画区域内の敷地で建築計画を行う際、道路・接道について確認する順序として最も適当なものはどれか。

- ア．敷地が道に見た目上接していれば法的道路かの確認は不要である。
- イ．接する道が法42条の道路か確認し、必要なら2項道路の後退線を確定したうえで、法43条の接道長さ等を確認する。
- ウ．接道長さだけ確認し、道路幅員や2項道路の指定は無視する。
- エ．建蔽率だけ計算すれば接道義務も自動的に満たす。

答え・解説

正答：イ

ア：現況の見た目と法42条道路は一致しない場合がある。
イ：道路該当性、道路境界、接道義務を順に整理すると法規判断の誤りを減らせる。
ウ：道路種別・境界確定が先に必要である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：建蔽率と接道義務は別の規定である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
総合解説：道路該当性、道路境界、接道義務を順に整理すると法規判断の誤りを減らせる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0071

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

用途地域による建築物の用途制限の基本的な考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．全国どこでも全ての用途を同じように許可する制度である。
- イ．建築物の構造計算方法だけを定める制度である。
- ウ．地域ごとに良好な環境や合理的な土地利用を図るため、建築できる用途を段階的に制限する。
- エ．道路幅員だけを決定する制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：用途地域は用途を地域別に調整する制度である。

イ：構造計算の制度とは別である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：用途地域は、住居・商業・工業等の地域特性に応じて建築物用途を制限する制度である。

エ：道路幅員だけを定めるものではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：用途地域は、住居・商業・工業等の地域特性に応じて建築物用途を制限する制度である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0072

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

第一種低層住居専用地域の用途制限の性格として最も適当なものはどれか。

- ア．大規模工場を優先的に立地させる地域である。
- イ．危険物処理施設を無制限に認める地域である。
- ウ．大規模娯楽施設を中心とする地域である。
- エ．低層住宅の良好な住環境を守るため、店舗・事業用途などに比較的厳しい制限がある。

答え・解説

正答：エ

ア：工業系用途を主目的とする地域ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：危険物施設を無制限に認めない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：大規模娯楽施設中心の地域ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：第一種低層住居専用地域は、低層住宅中心の環境保全を重視した厳しい用途制限を持つ。

総合解説：第一種低層住居専用地域は、低層住宅中心の環境保全を重視した厳しい用途制限を持つ。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0073

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

第二種低層住居専用地域で、日用品の販売を主たる目的とする2階建て・延べ面積300㎡の店舗を新築する計画について最も適当なものはどれか。

- ア．許可等の特例がない前提では、用途・規模制限により新築できない。
- イ．日用品店舗なら面積に関係なく建築できる。
- ウ．2階建て以下なら店舗の床面積制限はない。
- エ．低層住居専用地域では住宅より店舗が優先される。

答え・解説

正答：ア

ア：令和8年公式問題では、第二種低層住居専用地域の延べ面積300㎡の日用品店舗が不適合として扱われている。

イ：日用品店舗にも規模制限がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：階数だけでなく用途・面積を確認する。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：低層住宅環境を守る地域である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：令和8年公式問題では、第二種低層住居専用地域の延べ面積300㎡の日用品店舗が不適合として扱われている。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0074

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：標準

工業専用地域における住宅用途について最も適当な説明はどれか。

- ア．住宅のみ建築でき、工場は建築できない。
- イ．原則として住宅を建築することはできない。
- ウ．住宅と工場の用途制限は全く同じである。
- エ．一戸建て住宅なら無条件で建築できる。

答え・解説

正答：イ

ア：工業専用地域は住宅地域ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：工業専用地域は工業の利便を増進する地域であり、住宅用途は原則認められない。

ウ：用途ごとに制限が異なる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：一戸建てでも住宅用途は原則不可である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：工業専用地域は工業の利便を増進する地域であり、住宅用途は原則認められない。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0075

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：標準

第一種低層住居専用地域で建築できる用途の例として最も適当なものはどれか。

ア．大規模な危険物処理工場

イ．大規模なキャバレー

ウ．所定の学校等、低層住宅地の生活に必要な公共・公益施設

エ．大規模な自動車修理工場

答え・解説

正答：ウ

ア：危険性の高い工場用途は低層住居専用地域に適さない。

イ：大規模娯楽用途は認められない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：第一種低層住居専用地域でも、住宅だけでなく学校等の一定の公共・公益施設が認められる。

エ：大規模工場系用途は認められない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：第一種低層住居専用地域でも、住宅だけでなく学校等の一定の公共・公益施設が認められる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0076

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：標準

商業地域の用途制限の性格として最も適当なものはどれか。

ア．低層住宅だけに用途を限定する。

イ．工場も店舗も住宅も全て禁止する。

ウ．農業用施設だけを認める。

エ．商業・業務の利便を増進するため、住居系地域より多様な店舗・事務所等が認められる。

答え・解説

正答：エ

ア：商業地域は低層住宅専用ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：多様な用途が認められる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：農業専用地域ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：商業地域は店舗・事務所等の集積を想定し、用途の許容範囲が広い。

総合解説：商業地域は店舗・事務所等の集積を想定し、用途の許容範囲が広い。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0077

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：標準

近隣商業地域の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．近隣住民の日用品の買物等を支える商業の利便を増進する地域で、店舗・事務所等が認められる。
- イ．大規模な危険物工場だけを集約する地域である。
- ウ．住宅を一切建築できない地域である。
- エ．店舗を原則禁止する地域である。

答え・解説

正答：ア

ア：近隣商業地域は周辺住宅地の日常的な商業需要を支える性格を持つ。

イ：危険物工場専用の地域ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：住宅も用途制限の範囲内で建築可能である。

エ：店舗は地域の主要用途の一つである。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：近隣商業地域は周辺住宅地の日常的な商業需要を支える性格を持つ。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0078

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：標準

一つの敷地が二つの用途地域にまたがる場合の「建築物の用途制限」の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．建築物の各部にそれぞれ直下の用途地域を必ず別々に適用する。
- イ．原則として敷地の過半が属する用途地域の用途制限を敷地全体に適用する。
- ウ．最も規制が緩い用途地域だけを常に適用する。
- エ．最も規制が厳しい用途地域だけを常に適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：用途制限には敷地過半による扱いがある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：用途制限は、敷地が複数用途地域にまたがる場合、原則として敷地の過半が属する地域の規定による。

ウ：任意に緩い地域を選べない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：一律に厳しい方を選ぶ規定でもない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：用途制限は、敷地が複数用途地域にまたがる場合、原則として敷地の過半が属する地域の規定による。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0079

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：応用

用途地域内で本来制限される用途を計画する場合の考え方として最も適当なものはどれか。

ア．用途制限に反する建築物は、どのような法定手続でも絶対に認められない。

イ．用途地域内では建築主の自己判断だけで用途制限を解除できる。

ウ．法令に特定行政庁の許可等による特例が定められている場合があるため、許可要件まで確認する。

エ．確認済証を受ければ用途地域違反も自動的に適法となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の許可特例が存在する場合がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：自己判断で制限を解除できない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：用途制限には公益上やむを得ない場合等の許可制度がある条項もあり、単純な可否だけでなく特例条件を確認する必要がある。

エ：確認済証は用途制限違反を合法化する制度ではない。

総合解説：用途制限には公益上やむを得ない場合等の許可制度がある条項もあり、単純な可否だけでなく特例条件を確認する必要がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0080

2-3 集団規定 > 用途地域・用途制限 | 難易度：応用

用途地域の適合性を判断する際の手順として最も適当なものはどれか。

ア．建築物の名称だけを見て判断し、床面積は確認しない。

イ．建蔽率が適合すれば用途制限も自動的に適合する。

ウ．同じ用途名なら全用途地域で同じ可否となる。

エ．用途地域を特定し、建築物の用途に加えて床面積・階数・作業内容等の条件を別表等で確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：規模条件を伴う用途制限が多い。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：建蔽率と用途制限は別の規定である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：用途地域ごとに許容用途は異なる。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：用途制限は「用途名だけ」で決まらず、規模・階数・原動機・作業内容等が条件になる場合がある。

総合解説：用途制限は「用途名だけ」で決まらず、規模・階数・原動機・作業内容等が条件になる場合がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0081

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

建蔽率の定義として最も適当なものはどれか。

- ア．建築面積の敷地面積に対する割合
- イ．延べ面積の敷地面積に対する割合
- ウ．敷地面積の建築面積に対する割合
- エ．屋根面積の延べ面積に対する割合

答え・解説

正答：ア

ア：建蔽率は、建築面積÷敷地面積で表す。このため、設問条件に対する法令上の判断として適切である。

イ：延べ面積÷敷地面積は容積率の基本定義である。

ウ：分子・分母が逆である。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：屋根面積と延べ面積の比ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：建蔽率は、建築面積÷敷地面積で表す。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0082

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合を表す法規上の指標はどれか。

- ア．建蔽率
- イ．容積率
- ウ．採光補正係数
- エ．道路斜線勾配

答え・解説

正答：イ

ア：建蔽率は建築面積の敷地面積に対する割合であり、延べ面積を用いる指標ではない。

イ：容積率は、原則として延べ面積を敷地面積で除して求める割合であり、建築物のボリュームを規制する指標である。

ウ：採光補正係数は居室の採光有効面積の算定に用いる概念で、延べ面積の割合を示さない。

エ：道路斜線勾配は道路側の高さ制限に関する概念であり、敷地面積に対する延べ面積の割合ではない。

総合解説：容積率は、原則として延べ面積を敷地面積で除して求める割合であり、建築物のボリュームを規制する指標である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0083

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

敷地面積 200m^2 、指定容積率 200% 、前面道路幅員 4m の第一種住居地域にある敷地について、特例を考慮しない場合の容積率上限と延べ面積の上限の組合せとして最も適当なものはどれか。

- ア．指定容積率 200% だけを採用し、延べ面積上限を 400m^2 とする。
- イ．非住居系の係数 0.6 を使い、容積率 240% ・延べ面積 480m^2 とする。
- ウ．前面道路幅員 $4\text{m} \times 0.4$ から 160% を採用し、延べ面積上限を 320m^2 とする。
- エ．道路幅員 4m を根拠なく 100% へ置換し、延べ面積上限を 200m^2 とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：指定容積率 200% だけを採用すると道路幅員による 160% の上限を見落とすため、 400m^2 とはならない。

イ： 0.6 の係数を用いる区分と混同している。第一種住居地域では原則 0.4 を用いるため 240% とはならない。

ウ：住居系用途地域では前面道路幅員 4m に原則 0.4 を乗じると 160% となり、指定容積率 200% より厳しい 160% を適用する。したがって $200\text{m}^2 \times 160\% = 320\text{m}^2$ である。

エ：前面道路幅員 4m をそのまま 100% とする算定方法はなく、道路幅員制限は $4\text{m} \times 0.4 = 160\%$ で求める。

総合解説：住居系用途地域では前面道路幅員 4m に原則 0.4 を乗じると 160% となり、指定容積率 200% より厳しい 160% を適用する。したがって $200\text{m}^2 \times 160\% = 320\text{m}^2$ である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0084

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

敷地面積 200m^2 、指定建蔽率 60% の敷地で、角地・防火地域等による緩和がない場合、建築面積の上限として最も適当なものはどれか。

- ア． 200m^2 （敷地全体を建築面積とできる）
- イ． 320m^2 （容積率 160% を建築面積に用いる）
- ウ． 60m^2 （指定建蔽率 60% をそのまま面積とする）
- エ． 120m^2 （ $200\text{m}^2 \times 60\%$ ）

答え・解説

正答：エ

ア：建蔽率 60% なので敷地全体 200m^2 を建築面積とすることはできず、緩和がなければ 120m^2 が上限である。

イ：容積率は延べ面積の規制であり、建築面積の上限を求める建蔽率計算に 160% を用いるのは誤りである。

ウ： 60% は割合であって 60m^2 という面積ではない。敷地面積 200m^2 を乗じて 120m^2 とする。

エ：建築面積の上限は、敷地面積に適用建蔽率を乗じて求める。この場合は $200\text{m}^2 \times 0.60 = 120\text{m}^2$ である。

総合解説：建築面積の上限は、敷地面積に適用建蔽率を乗じて求める。この場合は $200\text{m}^2 \times 0.60 = 120\text{m}^2$ である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0085

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

商業地域など「その他の建築物」で、前面道路幅員が12m未満の場合の容積率算定に用いる基本係数として最も適当なものはどれか。

- ア．原則0.6
- イ．原則0.2
- ウ．原則0.4のみで固定
- エ．原則1.5

答え・解説

正答：ア

ア：その他の建築物では、前面道路幅員に原則0.6を乗じる区分が基本となる。

イ：0.2ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

ウ：住居系の0.4区分と混同しない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：1.5ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

総合解説：その他の建築物では、前面道路幅員に原則0.6を乗じる区分が基本となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0086

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

共同住宅の共用の廊下・階段の床面積について、容積率算定上の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．必ず延べ面積に全て算入する。
- イ．所定の規定により、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
- ウ．建築面積にも床面積にも一切算入しない。
- エ．共用部分は用途地域にかかわらず敷地面積として扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：容積率算定では不算入の規定がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：共同住宅の共用廊下・階段には容積率算定上の不算入措置がある。

ウ：容積率上の不算入と、他の面積算定は区別する。

エ：床面積を敷地面積に置き換えるものではない。

総合解説：共同住宅の共用廊下・階段には容積率算定上の不算入措置がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0087

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

エレベーターの昇降路の床面積について、容積率算定上の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．必ず全て容積率に算入する。
- イ．昇降路は建築面積にも必ず算入しない。
- ウ．所定の規定により、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
- エ．昇降路は敷地面積として算定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：容積率上の不算入規定がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
イ：建築面積への扱いは別途判断する。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：エレベーター昇降路部分には容積率算定上の不算入措置がある。
エ：床面積を敷地面積に変換するものではない。
総合解説：エレベーター昇降路部分には容積率算定上の不算入措置がある。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0088

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

屋上の階段室・昇降機塔等で、その水平投影面積が建築面積の8分の1以下の場合の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．8分の1以下なら床面積は必ず延べ面積に算入しない。
- イ．8分の1以下なら建築面積にも必ず算入しない。
- ウ．8分の1以下なら確認申請が不要になる。
- エ．高さ・階数算定で特例がある場合でも、その床面積が当然に容積率算定の延べ面積から除外されるとは限らない。

答え・解説

正答：エ

ア：令和8年公式問題でも、8分の1以下だから延べ面積不算入とする記述は誤りである。
イ：建築面積の算定は別の規定による。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
ウ：確認要否を決める特例ではない。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。
エ：「8分の1以下」は主に高さ・階数等の算定特例と関係し、床面積の容積率不算入とは別問題である。
総合解説：「8分の1以下」は主に高さ・階数等の算定特例と関係し、床面積の容積率不算入とは別問題である。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0089

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：応用

敷地200㎡のうち100㎡が建蔽率60%の区域、残る100㎡が建蔽率50%の区域に属する。緩和がない場合の建築面積の上限と敷地全体に対する実質建蔽率の組合せとして最も適当なものはどれか。

ア．各区域ごとに60㎡と50㎡を求め、合計110㎡・実質55%とする。

イ．厳しい50%を敷地全体へ一律適用し、100㎡・50%とする。

ウ．緩い60%を敷地全体へ一律適用し、120㎡・60%とする。

エ．60%と50%を単純加算し、220㎡・110%とする。

答え・解説

正答：ア

ア：区域ごとに $100\text{㎡} \times 60\% = 60\text{㎡}$ 、 $100\text{㎡} \times 50\% = 50\text{㎡}$ を求めて合計すると110㎡であり、200㎡に対する割合は55%となる。

イ：厳しい50%だけを敷地全体へ一律適用するのではなく、各区域の敷地面積割合に応じて算定するため100㎡ではない。

ウ：緩い60%だけを敷地全体へ一律適用することはできないため、建築面積120㎡にはならない。

エ：60%と50%を単純に加算して110%とする計算ではなく、各区域の面積を考慮した加重計算を行う。

総合解説：区域ごとに $100\text{㎡} \times 60\% = 60\text{㎡}$ 、 $100\text{㎡} \times 50\% = 50\text{㎡}$ を求めて合計すると110㎡であり、200㎡に対する割合は55%となる。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0090

2-3 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：応用

建蔽率の上限を検討する際の考え方として最も適当なものはどれか。

ア．都市計画で指定された建蔽率は、どのような場合も一切緩和されない。

イ．角地の指定や防火地域内の耐火建築物等について、法定要件を満たすと建蔽率の緩和が適用される場合がある。

ウ．角地であれば特定行政庁の指定の有無に関係なく必ず20%加算される。

エ．耐火建築物なら用途地域に関係なく建蔽率は必ず100%になる。

答え・解説

正答：イ

ア：建蔽率には法定緩和がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

イ：建蔽率には、角地や防火性能に応じた緩和規定があり、都市計画の指定値だけで結論を出さない。

ウ：角地緩和には指定等の条件がある。このため、設問条件に対する法令上の判断としては誤りである。

エ：耐火建築物でも条件により効果が異なり、一律100%ではない。

総合解説：建蔽率には、角地や防火性能に応じた緩和規定があり、都市計画の指定値だけで結論を出さない。二級建築士では、条文の定義・数値だけでなく、適用条件や例外まで区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0091

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：基礎

第一種住居地域の敷地で、前面道路の反対側境界線から建築物までの水平距離が6mであり、道路斜線の適用距離内、天空率等の緩和は用いない。この位置で道路斜線だけを考えた高さの限度として最も適当なものはどれか。

ア．住居系の道路斜線勾配1.25を用い、 $6\text{m} \times 1.25 = 7.5\text{m}$ とする。

イ．水平距離6mをそのまま高さ限度6.0mとする。

ウ．別用途地域の勾配1.5を用い、9.0mとする。

エ．北側斜線の基礎高さを混同し、12.5mとする。

答え・解説

正答：ア

ア：住居系用途地域の道路斜線の勾配を1.25として、 $6\text{m} \times 1.25 = 7.5\text{m}$ となる。

イ：水平距離をそのまま高さとすることはできず、道路斜線の勾配を乗じる必要がある。

ウ：1.5の勾配はこの設問の住居系用途地域に用いる値ではない。

エ：水平距離に基礎高さ10mを加える北側斜線の考え方を混同している。

総合解説：住居系用途地域の道路斜線の勾配を1.25として、 $6\text{m} \times 1.25 = 7.5\text{m}$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0092

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：基礎

第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域において、都市計画で定める建築物の高さの限度の組合せとして最も適当なものはどれか。

ア．法定選択肢にない8mを含む「8m又は10m」とする。

イ．都市計画で定める「10m又は12m」とする。

ウ．法定選択肢にない15mを含む「12m又は15m」とする。

エ．絶対高さ制限の値ではない「15m又は20m」とする。

答え・解説

正答：イ

ア：8mは法定の選択肢ではない。

イ：低層住居専用地域の建築物の高さは、都市計画で10m又は12mのいずれかが定められる。

ウ：15mは低層住居専用地域の絶対高さの選択肢ではない。

エ：これらは絶対高さ制限の法定値ではない。

総合解説：低層住居専用地域の建築物の高さは、都市計画で10m又は12mのいずれかが定められる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0093

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：基礎

第一種低層住居専用地域で、北側隣地境界線から真南方向へ4m離れた位置を考える。北側高さ制限のみを考慮し、地盤面の高低差等の緩和はない。この位置の高さの限度として最も適当なものはどれか。

- ア．水平距離による加算をせず、基礎高さ5.0mだけとする。
- イ．中高層住居系の基礎高さを混同し、15.0mとする。
- ウ． $5\text{m} + 1.25 \times 4\text{m}$ で計算し、10.0mとする。
- エ．北側斜線式によらず20.0mとする。

答え・解説

正答：ウ

ア：基礎高さだけで水平距離による加算をしていない。

イ：基礎高さ10mを用いる中高層住居専用地域の式と混同している。

ウ：低層住居専用地域の北側高さ制限は $5\text{m} + 1.25 \times \text{水平距離}$ であり、 $5 + 1.25 \times 4 = 10\text{m}$ となる。

エ：法定の北側斜線の計算結果ではない。

総合解説：低層住居専用地域の北側高さ制限は $5\text{m} + 1.25 \times \text{水平距離}$ であり、 $5 + 1.25 \times 4 = 10\text{m}$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0094

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：標準

第二種中高層住居専用地域内で、地方公共団体の条例により日影規制の対象区域とされた区域にある建築物について、北側高さ制限の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．日影規制の有無にかかわらず必ず北側高さ制限も重ねて適用する。
- イ．北側高さ制限は低層住居専用地域にだけ存在するため、区域に関係なく適用されない。
- ウ．日影規制が適用されると道路高さ制限も一切適用されなくなる。
- エ．日影規制の対象区域では、北側高さ制限は適用されない。

答え・解説

正答：エ

ア：中高層住居専用地域では日影規制対象区域における北側高さ制限の除外がある。

イ：中高層住居専用地域にも北側高さ制限の制度自体はある。

ウ：日影規制の適用は道路高さ制限を一律に消滅させるものではない。

エ：第二種中高層住居専用地域では、日影規制の対象区域において北側高さ制限は適用されない。

総合解説：第二種中高層住居専用地域では、日影規制の対象区域において北側高さ制限は適用されない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0095

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：標準

用途地域の指定のない区域における日影規制について、建築基準法上の記述として最も適当なものはどれか。

- ア．地方公共団体は、条例で日影規制の対象区域を指定することができる。
- イ．用途地域の指定がない区域では、条例によっても対象区域にできない。
- ウ．国土交通大臣が個々の建築物ごとに対象区域を指定する。
- エ．用途地域の指定がない区域では、すべて自動的に日影規制の対象になる。

答え・解説

正答：ア

ア：用途地域の指定がない区域であっても、法令上の条件に従い条例で日影規制の対象区域とすることができる。

イ：令和8年公式問題でも誤りとされる典型的な誤認であり、条例指定は可能である。

ウ：対象区域は法令の枠内で地方公共団体の条例により定める。

エ：自動適用ではなく対象区域の指定が必要である。

総合解説：用途地域の指定がない区域であっても、法令上の条件に従い条例で日影規制の対象区域とすることができる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0096

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：標準

日影規制における冬至日の測定時間帯について、一般地域（北海道を除く）の原則として最も適当なものはどれか。

- ア．午前6時から午後6時まで
- イ．真太陽時の午前8時から午後4時まで
- ウ．午前9時から午後3時まで
- エ．正午から午後4時まで

答え・解説

正答：イ

ア：法定の測定時間帯より広すぎる。

イ：日影規制では冬至日の真太陽時で午前8時から午後4時までを基本の測定時間帯とする。

ウ：これは北海道に関する時間帯との混同である。

エ：午前側の測定時間が欠けている。

総合解説：日影規制では冬至日の真太陽時で午前8時から午後4時までを基本の測定時間帯とする。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0097

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：標準

日影規制の判定について、敷地境界線からの水平距離に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．敷地内だけの日影時間を規制する。
- イ．敷地境界線から1m以内だけを規制する。
- ウ．敷地境界線から5mを超える範囲について、所定の測定面上の日影時間を規制する。
- エ．距離に関係なく地盤面上だけで判定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：日影規制は周辺への日影を対象とし、敷地内だけを判定する制度ではない。

イ：5mを超える範囲を基本に判定するため誤りである。

ウ：日影規制は敷地境界線から5mを超える区域について、用途地域等ごとに定められた測定面上で日影時間を制限する。

エ：用途地域等に応じた測定面が定められ、地盤面だけとは限らない。

総合解説：日影規制は敷地境界線から5mを超える区域について、用途地域等ごとに定められた測定面上で日影時間を制限する。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0098

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：標準

道路高さ制限の計算で、敷地の地盤面が前面道路より3m高い。法令上の高低差の緩和を適用するとき、その前面道路は敷地地盤面に対して何mだけ高い位置にあるものとみなすか。

- ア．高低差3mの一部だけを根拠なく用い、0.5mとする。
- イ．高低差3mをそのまま2分の1にして1.5mとする。
- ウ．3mから1mを引いただけの2mを用いる。
- エ． $(3\text{m}-1\text{m})/2$ を適用し、道路を1m高い位置とみなす。

答え・解説

正答：エ

ア：高低差の半分を単純に用いる計算ではない。

イ：3m全体の2分の1ではなく、1mを控除してから2分の1とする。

ウ：高低差から1mを引いた値そのものを用いるのではなく、その2分の1である。

エ：高低差3mから1mを減じ、その2分の1である $(3 - 1) \div 2 = 1\text{m}$ だけ道路が高い位置にあるものとみなす。

総合解説：高低差3mから1mを減じ、その2分の1である $(3 - 1) \div 2 = 1\text{m}$ だけ道路が高い位置にあるものとみなす。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0099

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：応用

第一種低層住居専用地域の10m又は12mの高さ制限について、太陽光利用設備の設置に必要な屋根工事に関する特例として最も適当なものはどれか。

- ア．所定の構造上やむを得ない要件を満たし、特定行政庁が住環境を害するおそれがないと認め、建築審査会の同意を得て許可した場合は限度を超えることができる。
- イ．太陽光発電設備を載せれば届出だけで無条件に高さ制限を超えられる。
- ウ．太陽光利用設備に関する高さの特例は防火地域にだけ存在する。
- エ．建築審査会の同意があっても特定行政庁は許可できない。

答え・解説

正答：ア

ア：太陽光利用設備のための屋根工事について、国土交通省令の要件と特定行政庁の許可等を満たす場合には絶対高さ制限を超える特例がある。

イ：設備設置だけで自動的に特例となるものではなく、法定要件と許可が必要である。

ウ：この特例は低層住居専用地域の絶対高さ制限に関するもので、防火地域限定ではない。

エ：法定要件を満たし審査会同意を得た許可の仕組みが設けられている。

総合解説：太陽光利用設備のための屋根工事について、国土交通省令の要件と特定行政庁の許可等を満たす場合には絶対高さ制限を超える特例がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0100

2-4 集団規定 ・法規計算 > 高さ・斜線・日影 | 難易度：応用

第一種低層住居専用地域の建築計画で、絶対高さ制限、道路高さ制限、北側高さ制限が同時に関係する位置の高さを決める基本的な考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．絶対高さ制限だけ確認すれば道路斜線や北側斜線は無視できる。
- イ．適用される各高さ制限をそれぞれ確認し、最も厳しい限度を超えないようにする。
- ウ．道路高さ制限の値が最も大きければ、その値まで必ず建築できる。
- エ．三つの限度を平均した高さを上限とする。

答え・解説

正答：イ

ア：絶対高さ制限があることだけで他の適用規定が消えるわけではない。

イ：複数の高さ制限が適用される場合は、それぞれの規定を満たす必要があるため、当該位置では結果として最も厳しい限度が支配する。

ウ：他の高さ制限がより厳しい場合はその限度も満たす必要がある。

エ：法令上、各制限値を平均して上限を求める方式ではない。

総合解説：複数の高さ制限が適用される場合は、それぞれの規定を満たす必要があるため、当該位置では結果として最も厳しい限度が支配する。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0101

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：基礎

防火地域内で地上に設ける高さ4mの看板について、建築基準法上の措置として最も適当なものはどれか。

- ア．木材で造れば表面処理は不要である。
- イ．高さ4mなら看板に関する防火上の規定はない。
- ウ．主要な部分を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆う。
- エ．主要部ではなく支柱の最下部だけを不燃材料にすればよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：防火地域の高さ要件に該当する看板では主要部の不燃化が必要である。

イ：高さ3mを超えるため対象となる。

ウ：防火地域内の高さ3mを超える看板等は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆う必要がある。

エ：主要な部分について不燃材料による措置が求められる。

総合解説：防火地域内の高さ3mを超える看板等は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆う必要がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0102

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：基礎

防火地域内に新築する建築物の屋根について、要求される性能の説明として最も適当なものはどれか。

- ア．屋根材は必ず鉄板だけでなければならない。
- イ．屋根は外壁が耐火構造なら防火性能を考慮しなくてよい。
- ウ．屋根は延焼のおそれのある部分にある場合だけ規制対象になる。
- エ．市街地火災の火の粉により有害な発炎をせず、屋内に達する有害な溶融・亀裂等の損傷を生じない所定の性能を確保する。

答え・解説

正答：エ

ア：法令は特定の単一材料名だけを指定するのではなく、所定の性能を求めている。

イ：外壁の性能とは別に屋根の所定の防火性能を確認する必要がある。

ウ：防火地域の屋根に関する規定をこのように限定するのは誤りである。

エ：防火地域の屋根には、通常の火災による火の粉に対する所定の防火性能が要求される。

総合解説：防火地域の屋根には、通常の火災による火の粉に対する所定の防火性能が要求される。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0103

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：標準

防火地域内で建築物に附属する高さ2.5mの門及び塀を新設する場合の考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．延焼防止上支障のない構造とする必要がある。
- イ．高さに関係なく木造無被覆でよい。
- ウ．高さ3mを超えないので規制はない。
- エ．準防火地域の規定だけを適用し、防火地域の規定は考慮しない。

答え・解説

正答：ア

ア：防火地域内で建築物に附属する高さ2mを超える門・塀は、延焼防止上支障のない構造とする必要がある。

イ：高さ2mを超える附属門・塀には延焼防止上の構造要件がある。

ウ：基準となる高さは2m超である。

エ：所在地が防火地域であれば防火地域の規定を確認する必要がある。

総合解説：防火地域内で建築物に附属する高さ2mを超える門・塀は、延焼防止上支障のない構造とする必要がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0104

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：標準

一つの敷地が防火地域と準防火地域にまたがっているが、計画建築物は準防火地域内の部分だけに建つ。この事実だけから導ける結論として最も適当なものはどれか。

- ア．敷地が少しでも防火地域に含まれば、準防火地域部分だけに建つ建築物も必ず耐火建築物とする。
- イ．敷地の一部が防火地域であるという理由だけで、その建築物を当然に耐火建築物としなければならないとはいえない。
- ウ．敷地が二地域にまたがる場合は、防火地域・準防火地域の規定はすべて適用除外となる。
- エ．準防火地域に建つ建築物には防火上の規定が一切ない。

答え・解説

正答：イ

ア：令和8年公式問題でもこの考え方は誤りとされている。

イ：防火・準防火地域の適用は建築物の位置関係を確認して判断する必要があり、敷地がまたがるだけで一律に厳しい側を建築物へ適用するとは限らない。

ウ：地域がまたがることは適用除外の理由ではない。

エ：準防火地域にも規模・構造等に応じた防火規定がある。

総合解説：防火・準防火地域の適用は建築物の位置関係を確認して判断する必要があり、敷地がまたがるだけで一律に厳しい側を建築物へ適用するとは限らない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0105

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：標準

準防火地域内で新築する建築物について、外壁が耐火構造である場合の隣地境界線との関係として最も適当なものはどれか。

- ア．隣地境界線から必ず1m以上離さなければならない。
- イ．隣地境界線に接してよいのは木造外壁に限られる。
- ウ．その耐火構造の外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- エ．防火地域では可能だが準防火地域では絶対に認められない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この場合に一律1mの離隔を求める規定ではない。

イ：要点は耐火構造であり木造限定ではない。

ウ：防火・準防火地域では、外壁が耐火構造の建築物について、外壁を隣地境界線に接して設けることができる特例がある。

エ：準防火地域についても該当する。

総合解説：防火・準防火地域では、外壁が耐火構造の建築物について、外壁を隣地境界線に接して設けることができる特例がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0106

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：標準

一の建築物そのものが防火地域と準防火地域にわたる場合の基本的な法規判断として最も適当なものはどれか。

- ア．敷地面積の大きい側の地域だけを全体へ適用する。
- イ．建築物の中心点がある側の地域だけを適用する。
- ウ．準防火地域の規定を全体に適用すれば常に足りる。
- エ．原則として建築物全体について防火地域側の厳しい規定を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：適用地域を敷地面積比で決める制度ではない。

イ：中心点だけで地域規制を決定しない。

ウ：防火地域側を含む建築物ではより厳しい規定の適用関係を確認する。

エ：建築物そのものが二つの地域にわたる場合は、原則として防火地域の規定を建築物全体に及ぼす扱いを確認する必要がある。

総合解説：建築物そのものが二つの地域にわたる場合は、原則として防火地域の規定を建築物全体に及ぼす扱いを確認する必要がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0107

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：応用

防火地域・準防火地域の建築物で、外壁の開口部が「延焼のおそれのある部分」に該当する場合の基本的な対応として最も適当なものはどれか。

- ア．建築物の構造・規模等に応じ、所定の防火設備を設ける必要性を確認する。
- イ．開口部はすべて無制限に設けられる。
- ウ．窓ガラスを透明にすれば防火設備は不要になる。
- エ．開口部の規制は屋根だけに適用され、外壁には適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：延焼のおそれのある部分の開口部は、地域・建築物の性能区分に応じて防火設備等の所定の措置が求められる。

イ：延焼のおそれのある部分では防火上の開口部規制を確認する必要がある。

ウ：透明性と防火性能は別の要件である。

エ：外壁開口部も重要な防火規制対象である。

総合解説：延焼のおそれのある部分の開口部は、地域・建築物の性能区分に応じて防火設備等の所定の措置が求められる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0108

2-4 集団規定 ・法規計算 > 防火地域・準防火地域 | 難易度：応用

都市計画で建蔽率80％と定められた区域のうち、防火地域内にある敷地で所定の耐火性能を備えた建築物を計画する場合の建蔽率規制について、最も適当な考え方はどれか。

- ア．防火地域では建蔽率は必ず50％になる。
- イ．法定要件を満たす場合、建蔽率の限度が適用されない特例があり得る。
- ウ．耐火性能を高めると建蔽率は必ず20％減少する。
- エ．防火地域の指定と建蔽率には一切関係がない。

答え・解説

正答：イ

ア：防火地域であることだけで一律50％にはならない。

イ：建蔽率80％の地域で防火地域内の所定の耐火建築物等には、建蔽率制限を適用しない特例があるため、その該当性を確認する。

ウ：防火性能向上に伴い建蔽率を減じる制度ではない。

エ：一定の要件で建蔽率の特例がある。

総合解説：建蔽率80％の地域で防火地域内の所定の耐火建築物等には、建蔽率制限を適用しない特例があるため、その該当性を確認する。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0109

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：基礎

幅員3mの建築基準法第42条第2項道路に、間口10mで接する矩形敷地を考える。道路中心線から両側へ2mずつ後退する一般的な場合で、反対側に崖地等の特例はない。道路後退により敷地面積から除かれる面積はいくらか。

ア．現況道路幅員3mを面積値へ誤転用し、 3m^2 とする。

イ．後退距離を1mと誤認し、 $10\text{m} \times 1\text{m} = 10\text{m}^2$ とする。

ウ．片側後退0.5mとして、 $10\text{m} \times 0.5\text{m} = 5\text{m}^2$ とする。

エ．中心線から2m全体を敷地側だけで後退すると誤認し、 20m^2 とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：現況道路幅員3mをそのまま面積計算に用いるものではない。

イ：後退距離を1mとする計算ではない。

ウ：現況幅員3mなので道路境界から0.5m後退し、 $10\text{m} \times 0.5\text{m} = 5\text{m}^2$ が道路部分として敷地面積から除かれる。

エ：道路中心から2m全体を敷地側だけで後退するわけではない。

総合解説：現況幅員3mなので道路境界から0.5m後退し、 $10\text{m} \times 0.5\text{m} = 5\text{m}^2$ が道路部分として敷地面積から除かれる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0110

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：基礎

道路後退等を反映した有効敷地面積が 195m^2 、指定建蔽率が60%で、角地等の緩和がない場合、建築面積の最高限度はいくらか。

ア．建蔽率を40%と誤って用い、 78m^2 とする。

イ．有効敷地面積を別値として扱い、 130m^2 とする。

ウ．建蔽率制限を適用せず、有効敷地面積 195m^2 をそのまま上限とする。

エ． $195\text{m}^2 \times 60\%$ で計算し、建築面積上限を 117m^2 とする。

答え・解説

正答：エ

ア：40%で計算した値であり指定建蔽率と一致しない。

イ：敷地面積を別の値として扱った計算である。

ウ：建蔽率制限を反映していない。

エ： $195\text{m}^2 \times 0.60 = 117\text{m}^2$ が建築面積の上限となる。

総合解説： $195\text{m}^2 \times 0.60 = 117\text{m}^2$ が建築面積の上限となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0111

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：基礎

第一種住居地域で敷地面積 180m^2 、前面道路幅員4m、都市計画で定める容積率200%とする。前面道路幅員による係数を0.4とし、特例はない。延べ面積の最高限度はいくらか。

ア．道路幅員制限160%を採用し、 $180\text{m}^2 \times 1.60 = 288\text{m}^2$ とする。

イ．指定容積率200%だけを採用し、 360m^2 とする。

ウ．容積率を100%とみなして 180m^2 とする。

エ．道路幅員4mを倍率4として誤用し、 720m^2 とする。

答え・解説

正答：ア

ア：道路幅員による容積率は $4\text{m} \times 0.4 = 160\%$ で、指定200%より厳しい。 $180\text{m}^2 \times 1.60 = 288\text{m}^2$ となる。

イ：指定容積率200%だけを用いており、前面道路幅員制限を反映していない。

ウ：容積率100%として計算している。

エ：道路幅員4mを倍率4として誤って使用している。

総合解説：道路幅員による容積率は $4\text{m} \times 0.4 = 160\%$ で、指定200%より厳しい。 $180\text{m}^2 \times 1.60 = 288\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0112

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

商業地域で敷地面積 250m^2 、前面道路幅員6m、指定容積率500%とする。前面道路幅員による係数を0.6とし、他の特例はない。延べ面積の最高限度はいくらか。

ア．指定容積率500%だけを採用し、 $1,250\text{m}^2$ とする。

イ．道路幅員 $6\text{m} \times 0.6 = 360\%$ を採用し、 $250\text{m}^2 \times 3.6 = 900\text{m}^2$ とする。

ウ．道路幅員制限を300%と誤算し、 750m^2 とする。

エ．道路幅員6mを600%と誤認し、 $1,500\text{m}^2$ とする。

答え・解説

正答：イ

ア：指定容積率500%のみで計算している。

イ：道路幅員による限度は $6 \times 0.6 = 360\%$ で指定500%より厳しいため、 $250 \times 3.6 = 900\text{m}^2$ となる。

ウ：容積率300%としているが道路幅員からは360%となる。

エ：道路幅員6mを600%と誤認した計算である。

総合解説：道路幅員による限度は $6 \times 0.6 = 360\%$ で指定500%より厳しいため、 $250 \times 3.6 = 900\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0113

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

一つの敷地 200m^2 が二つの区域にまたがり、 80m^2 部分の建蔽率が60%、 120m^2 部分の建蔽率が40%である。角地・防火地域等の緩和はない。建築面積の最高限度はいくらか。

ア．敷地全体へ40%だけを適用し、 80m^2 とする。

イ．敷地全体へ60%だけを適用し、 120m^2 とする。

ウ． $80 \times 0.6 + 120 \times 0.4$ で加重計算し、 96m^2 とする。

エ．建蔽率を単純平均して敷地全体へ掛け、 100m^2 とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：敷地全体に40%だけを適用した値である。

イ：敷地全体に60%だけを適用した値である。

ウ：区域ごとの敷地面積に各建蔽率を乗じて合計し、 $80 \times 0.6 + 120 \times 0.4 = 48 + 48 = 96\text{m}^2$ となる。

エ：二つの建蔽率を単純平均して敷地全体へ掛ける方法ではない。

総合解説：区域ごとの敷地面積に各建蔽率を乗じて合計し、 $80 \times 0.6 + 120 \times 0.4 = 48 + 48 = 96\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0114

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

前面道路幅員による制限を受けないものとし、 200m^2 の敷地のうち 100m^2 が指定容積率200%、残り 100m^2 が300%の区域にある。容積率算定上の延べ面積の最高限度はいくらか。

ア．全敷地へ200%を適用して 400m^2 とする。

イ．全敷地へ300%を適用して 600m^2 とする。

ウ．百分率の換算を誤って 250m^2 とする。

エ．区域別に $100 \times 2.0 + 100 \times 3.0$ と計算し、 500m^2 とする。

答え・解説

正答：エ

ア：全敷地に200%を適用した値である。

イ：全敷地に300%を適用した値である。

ウ：容積率の百分率を面積へ正しく換算していない。

エ：各区域の敷地面積に対応する容積率を掛けて合計し、 $100 \times 2.0 + 100 \times 3.0 = 500\text{m}^2$ となる。

総合解説：各区域の敷地面積に対応する容積率を掛けて合計し、 $100 \times 2.0 + 100 \times 3.0 = 500\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0115

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

住宅の用途に供する部分の床面積合計が 360m^2 で、そのうち地階の住宅部分が 90m^2 である。地階の天井が地盤面から 1m 以下にあるなど法定要件を満たす場合、 90m^2 の地階部分について容積率算定上の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア． 90m^2 全てを不算入とすることができる。
- イ． 30m^2 だけ不算入となる。
- ウ． 60m^2 だけ不算入となる。
- エ．地階は一切不算入にできない。

答え・解説

正答：ア

ア：住宅等の地階部分は、住宅用途部分の床面積合計の3分の1を限度として不算入にできる。 360m^2 の3分の1は 120m^2 なので、 90m^2 全てが限度内である。

イ：3分の1の限度は住宅用途部分の床面積合計を基準とするため 30m^2 ではない。

ウ：法定限度 120m^2 以内なので 90m^2 を全て不算入にできる。

エ：所定の住宅等地階には容積率算定上の不算入措置がある。

総合解説：住宅等の地階部分は、住宅用途部分の床面積合計の3分の1を限度として不算入にできる。 360m^2 の3分の1は 120m^2 なので、 90m^2 全てが限度内である。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0116

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

建築物の各階の床面積の合計が 500m^2 で、そのうち専ら自動車駐車のための車庫が 80m^2 である。法定の不算入要件を満たすとき、容積率算定上の延べ面積として扱う値として最も適当なものはどれか。

- ア．車庫 80m^2 ではなく上限 100m^2 を必ず控除すると考え、 400m^2 とする。
- イ．車庫 80m^2 が5分の1上限 100m^2 以内なので全額控除し、 420m^2 とする。
- ウ．車庫の不算入を適用せず、 500m^2 のままとする。
- エ．控除額を 20m^2 と誤認し、 480m^2 とする。

答え・解説

正答：イ

ア： 100m^2 を必ず控除するのではなく、実際の対象車庫 80m^2 までである。

イ：自動車車庫等は床面積合計の5分の1を限度に不算入にできる。限度は 100m^2 で車庫 80m^2 は全て限度内なので $500 - 80 = 420\text{m}^2$ となる。

ウ：車庫の法定不算入を反映していない。

エ：控除額 20m^2 とする根拠がない。

総合解説：自動車車庫等は床面積合計の5分の1を限度に不算入にできる。限度は 100m^2 で車庫 80m^2 は全て限度内なので $500 - 80 = 420\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0117

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：標準

共同住宅の各階床面積の合計が 400m^2 で、その内訳にエレベーター昇降路 20m^2 と共同住宅の共用廊下・階段 40m^2 が含まれている。いずれも法定の不算入部分に該当し、他の不算入はない場合、容積率算定上の延べ面積はいくらか。

- ア．共用廊下・階段 40m^2 だけを控除し、 360m^2 とする。
イ．昇降路 20m^2 だけを控除し、 380m^2 とする。
ウ．昇降路 20m^2 と共用廊下・階段 40m^2 を控除し、 340m^2 とする。
エ．法定不算入を一切適用せず、 400m^2 とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：共用廊下・階段 40m^2 だけを控除し昇降路を反映していない。
イ：昇降路 20m^2 だけを控除し共用廊下・階段を反映していない。
ウ：エレベーター昇降路 20m^2 と共同住宅の共用廊下・階段 40m^2 を不算入とし、 $400 - 20 - 40 = 340\text{m}^2$ となる。
エ：法定の不算入部分を全く控除していない。
総合解説：エレベーター昇降路 20m^2 と共同住宅の共用廊下・階段 40m^2 を不算入とし、 $400 - 20 - 40 = 340\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0118

2-4 集団規定 ・法規計算＞面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：応用

階段室・昇降機塔等の屋上部分の水平投影面積が建築面積の8分の1以内であることについて、容積率算定上の延べ面積との関係として最も適当なものはどれか。

- ア．8分の1以内なら床面積は必ず全て容積率から不算入となる。
イ．8分の1を超えた場合だけ、その超えた部分の床面積が不算入となる。
ウ．屋上部分は面積に関係なく必ず容積率から不算入となる。
エ．その条件だけを理由に、当該屋上部分の床面積が当然に容積率算定上の延べ面積から除外されるとはいえない。

答え・解説

正答：エ

ア：令和8年公式問題で誤りとされた典型的な混同である。
イ：そのような算定方式ではない。
ウ：一律不算入ではない。
エ：高さ・階数算定上の屋上部分に関する8分の1の扱いと、容積率算定上の床面積不算入は別制度であるため混同してはならない。
総合解説：高さ・階数算定上の屋上部分に関する8分の1の扱いと、容積率算定上の床面積不算入は別制度であるため混同してはならない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0119

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：応用

住宅の居室で床面積 14m^2 とする。採光上有効な開口部面積について特別な緩和を適用せず、基本の7分の1基準で判定する場合、必要な有効採光面積の最低値はいくらか。

ア．床面積 14m^2 の7分の1として 2.0m^2 を求める。

イ．14分の1として 1.0m^2 を求める。

ウ．10分の1の緩和基準と混同して 1.4m^2 とする。

エ．床面積の2分の1と誤認して 7.0m^2 とする。

答え・解説

正答：ア

ア：基本基準では居室床面積の7分の1以上なので、 $14 \div 7 = 2.0\text{m}^2$ となる。

イ：14分の1で計算しており基本基準より不足する。

ウ：10分の1の値であり、この設問ではその緩和を適用しない。

エ：床面積の2分の1を求める規定ではない。

総合解説：基本基準では居室床面積の7分の1以上なので、 $14 \div 7 = 2.0\text{m}^2$ となる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0120

2-4 集団規定 ・法規計算 > 面積・高さ・採光等の計算・複合判定 | 難易度：応用

敷地面積 150m^2 、建蔽率60%、指定容積率200%の第一種住居地域で、前面道路幅員4m、道路幅員による係数0.4、他の緩和なしとする。建築面積 90m^2 、延べ面積 300m^2 の計画について最も適当な判定はどれか。

ア．建蔽率・容積率とも適合する。

イ．建蔽率は適合するが、容積率は適合しない。

ウ．建蔽率だけ不適合で、容積率は適合する。

エ．建蔽率・容積率とも不適合である。

答え・解説

正答：イ

ア：容積率は道路幅員による160%の限度を超える。

イ：建築面積上限は $150 \times 0.6 = 90\text{m}^2$ で適合する。容積率は道路幅員で $4 \times 0.4 = 160\%$ が上限となり、延べ面積上限 240m^2 なので 300m^2 は超過する。

ウ：建築面積 90m^2 は建蔽率60%の上限ちょうどである。

エ：建蔽率は上限ちょうどで適合している。

総合解説：建築面積上限は $150 \times 0.6 = 90\text{m}^2$ で適合する。容積率は道路幅員で $4 \times 0.4 = 160\%$ が上限となり、延べ面積上限 240m^2 なので 300m^2 は超過する。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0121

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：基礎

建築士法上の建築士の職責に関する記述として最も適当なものはどれか。

- ア．依頼者の利益だけを優先し、法令への適合判断は行政庁だけに任せる。
- イ．建築士は設計業務だけを行い、工事監理には関与できない。
- ウ．常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するよう公正かつ誠実に業務を行う。
- エ．建築物の質の向上は建築主だけの責任であり、建築士の職責には含まれない。

答え・解説

正答：ウ

ア：建築士自身にも法令に精通し適正に業務を行う職責がある。
イ：建築士法上、設計と工事監理はいずれも建築士の主要業務である。
ウ：建築士法は、建築士に品位保持、法令・実務への精通、公正かつ誠実な業務遂行を求めている。
エ：建築物の質の向上への寄与が明記されている。
総合解説：建築士法は、建築士に品位保持、法令・実務への精通、公正かつ誠実な業務遂行を求めている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0122

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：基礎

高さ8m、鉄骨造平家建て、延べ面積500m²の倉庫を新築する場合、建築士法上の設計資格として最も適当なものはどれか。

- ア．二級建築士で設計できる。
- イ．木造建築士で設計できる。
- ウ．建築士資格がなくても設計できる。
- エ．一級建築士でなければ設計できない。

答え・解説

正答：エ

ア：鉄骨造500m²は300m²超のため一級建築士限定である。
イ：鉄骨造であり、木造建築士の業務範囲ではない。
ウ：この規模・構造は建築士法上の資格制限を受ける。
エ：鉄骨造等は延べ面積300m²を超えると、一級建築士でなければ設計又は工事監理ができない。500m²はこの基準を超える。
総合解説：鉄骨造等は延べ面積300m²を超えると、一級建築士でなければ設計又は工事監理ができない。500m²はこの基準を超える。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0123

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：基礎

木造平家建て、高さ7m、延べ面積600m²の病院を新築する場合、設計できる建築士として最も適当なものはどれか。

- ア．一級建築士に限られる。
- イ．二級建築士であれば設計できる。
- ウ．木造なので木造建築士で設計できる。
- エ．平家なので建築士資格は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：病院は法定の特殊用途で、延べ面積が500m²を超えるものは構造にかかわらず一級建築士でなければ設計できない。

イ：病院600m²は特殊用途500m²超の一級建築士限定に該当する。

ウ：木造であっても病院500m²超の規定が優先する。

エ：平家であることだけで資格制限がなくなるわけではない。

総合解説：病院は法定の特殊用途で、延べ面積が500m²を超えるものは構造にかかわらず一級建築士でなければ設計できない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0124

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：基礎

木造2階建て、高さ9m、延べ面積1,200m²の倉庫を新築する場合、建築士法上の設計資格として最も適当なものはどれか。

- ア．二級建築士なら木造なので設計できる。
- イ．一級建築士でなければ設計できない。
- ウ．木造建築士で設計できる。
- エ．高さ16m以下なので資格制限はない。

答え・解説

正答：イ

ア：木造でも1,000m²超かつ2階以上の基準に該当する。

イ：延べ面積1,000m²を超え、かつ階数が2以上の建築物は、一級建築士でなければ設計又は工事監理ができない。

ウ：大規模建築物の一級建築士限定規定に該当する。

エ：高さ基準とは別に延べ面積・階数の基準がある。

総合解説：延べ面積1,000m²を超え、かつ階数が2以上の建築物は、一級建築士でなければ設計又は工事監理ができない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0125

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

鉄筋コンクリート造、地上3階・地下1階、高さ16m、延べ面積300m²の事務所を新築する。
建築士法第3条の一級建築士限定規定との関係として最も適当なものはどれか。

- ア．300m²以上なら一級限定なので該当する。
- イ．高さ16m以上なら一級限定なので該当する。
- ウ．延べ面積・高さ・地上階数はいずれも一級限定の「超える」又は「4以上」に該当せず、この条件だけでは一級建築士限定とはならない。
- エ．地下階を含め4階なので必ず一級限定となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：条文は300m²を「超える」ものであり、300m²ちょうどとは異なる。
イ：条文は高さ16mを「超える」場合である。
ウ：RC造等の一級限定は延べ面積300m²超、高さ16m超、地階を除く階数4以上等である。300m²・16m・地上3階は境界値を超えない。
エ：階数基準は地階を除く階数4以上で判断する。
総合解説：RC造等の一級限定は延べ面積300m²超、高さ16m超、地階を除く階数4以上等である。300m²・16m・地上3階は境界値を超えない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0126

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

二級建築士Aが、別の二級建築士Bの設計した設計図書の一部を変更しようとする場合の建築士法上の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．Bの承諾が得られなければ、いかなる場合も変更できない。
- イ．Bへの連絡は不要で、常に自由に変更できる。
- ウ．変更できるのは一級建築士だけである。
- エ．原則としてBの承諾を求め、承諾が得られない場合はAが自己の責任で変更することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：承諾が得られない場合の自己責任による変更が認められている。
イ：まず承諾を求める必要がある。
ウ：設計資格の範囲内で二級建築士にもこの規定は適用される。
エ：他の建築士の設計図書を変更する場合は承諾を求めるのが原則だが、承諾が得られないときは自己の責任で変更できる。
総合解説：他の建築士の設計図書を変更する場合は承諾を求めるのが原則だが、承諾が得られないときは自己の責任で変更できる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0127

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

建築士事務所に所属する二級建築士が、一級建築士でなければ設計又は工事監理できない規模の建築物について行う業務として、原則として可能なものはどれか。

- ア．建築物に関する調査又は鑑定
- イ．その建築物の新築設計
- ウ．その建築物の工事監理
- エ．一級建築士を名乗って調査すること

答え・解説

正答：ア

ア：設計・工事監理の資格制限と、建築物の調査・鑑定等の業務は同一ではなく、二級建築士が調査又は鑑定を行うことは原則として可能である。

イ：一級建築士限定規模の設計を二級建築士が行うことはできない。

ウ：一級建築士限定規模の工事監理も二級建築士にはできない。

エ：資格名称を偽って業務を行うことは認められない。

総合解説：設計・工事監理の資格制限と、建築物の調査・鑑定等の業務は同一ではなく、二級建築士が調査又は鑑定を行うことは原則として可能である。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0128

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

建築士事務所の開設者が事務所の所在地を変更した場合、登録事項変更の届出期限として最も適当なものはどれか。

- ア．変更した当日中
- イ．2週間以内
- ウ．1か月以内
- エ．次の登録更新時まで届出不要

答え・解説

正答：イ

ア：法定期限を当日中とする規定ではない。

イ：建築士事務所の所在地等の所定の登録事項に変更があったときは、原則として2週間以内に届け出る。

ウ：所在地変更の届出は2週間以内であり1か月では遅い。

エ：変更時に所定の届出が必要である。

総合解説：建築士事務所の所在地等の所定の登録事項に変更があったときは、原則として2週間以内に届け出る。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0129

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

建築士事務所の開設者が、事務所の業務実績を記載した書類を備え置く期間として最も適当なものはどれか。

- ア．6か月
- イ．1年
- ウ．備え置いた日から3年を経過する日まで
- エ．10年

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の備置期間より短い。
イ：法定の備置期間は3年である。
ウ：業務実績等の所定書類は、備え置いた日から3年を経過する日まで事務所に備え置き、委託しようとする者の求めに応じ閲覧させる。
エ：この書類の法定備置期間として10年ではない。
総合解説：業務実績等の所定書類は、備え置いた日から3年を経過する日まで事務所に備え置き、委託しようとする者の求めに応じ閲覧させる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0130

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：標準

建築士事務所に継続して所属する二級建築士の定期講習について、直近講習後の受講期間の基本として最も適当なものはどれか。

- ア．直近講習日から毎年1回
- イ．直近講習年度の開始日から5年
- ウ．免許取得後は一度受講すれば以後不要
- エ．直近の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年

答え・解説

正答：エ

ア：毎年受講を義務付ける制度ではない。
イ：令和8年公式問題で誤りとされた5年ではなく、規則上3年である。
ウ：建築士事務所に継続所属する場合は定期的な受講義務がある。
エ：建築士法施行規則では、所定の定期講習の受講期間を直近受講年度の翌年度開始日から起算して3年としている。
総合解説：建築士法施行規則では、所定の定期講習の受講期間を直近受講年度の翌年度開始日から起算して3年としている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0131

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：応用

建築士事務所の管理建築士について、最も適当な記述はどれか。

- ア．建築士事務所を管理する専任の建築士で、原則として建築士として3年以上の所定業務経験を経た後、登録講習機関の管理建築士講習を修了した者である。
- イ．建築士資格がなくても10年の施工管理経験があれば管理建築士になれる。
- ウ．管理建築士講習は毎年受けなければならない。
- エ．事務所ごとに管理建築士を置く必要はなく、複数事務所を同時に兼任するのが原則である。

答え・解説

正答：ア

ア：建築士事務所には専任の管理建築士を置き、管理建築士となるには建築士として3年以上の所定業務経験と管理建築士講習の修了が必要である。

イ：管理建築士は建築士であることが前提で、施工管理だけは所定の経験業務に当たらない。

ウ：管理建築士講習は一度修了すれば、それ自体を毎年再受講する制度ではない。

エ：各事務所を管理する専任の建築士を置くことが求められる。

総合解説：建築士事務所には専任の管理建築士を置き、管理建築士となるには建築士として3年以上の所定業務経験と管理建築士講習の修了が必要である。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0132

2-5 関係法令 > 建築士法 | 難易度：応用

一級建築士限定となる規模要件を検討する際、既存建築物の増築・改築・大規模修繕・大規模模様替に対する建築士法上の基本的な扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．既存建築物であれば建築士の資格制限は一切適用されない。
- イ．対象となる増築等の部分を新築するものとみなして資格規定を適用する。
- ウ．増築部分の規模に関係なく必ず木造建築士だけが設計する。
- エ．増築等では建築士法ではなく消防法だけで設計資格を判断する。

答え・解説

正答：イ

ア：増築等でも対象部分を新築とみなして資格規定を適用する。

イ：建築士法は増築、改築、大規模修繕、大規模模様替について、その対象部分を新築するものとみなして設計・工事監理の資格規定を適用する。

ウ：構造・規模等に応じた資格区分を判断する。

エ：建築士法の資格規定が適用される。

総合解説：建築士法は増築、改築、大規模修繕、大規模模様替について、その対象部分を新築するものとみなして設計・工事監理の資格規定を適用する。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0133

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：基礎

消防法の目的に関する記述として最も適当なものはどれか。

ア．建築物の資産価値向上だけを目的とする。

イ．火災後の保険金支払い手続だけを定める。

ウ．火災を予防・警戒・鎮圧し、生命・身体・財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減することなどを目的とする。

エ．地震等の災害による被害軽減は一切対象としない。

答え・解説

正答：ウ

ア：消防法の目的は防火・災害被害軽減であり資産価値向上だけではない。

イ：保険手続だけを目的とする法律ではない。

ウ：消防法は火災の予防・警戒・鎮圧、生命等の保護、災害被害の軽減などを目的とする。

エ：消防法の目的には火災又は地震等の災害による被害軽減も含まれる。

総合解説：消防法は火災の予防・警戒・鎮圧、生命等の保護、災害被害の軽減などを目的とする。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0134

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：基礎

多数の者が出入りするなど政令で定める防火対象物の管理権原者が行うべき防火管理について、最も適当なものはどれか。

ア．防火管理者は資格を問わず来訪者の中から毎日選べばよい。

イ．防火管理者の業務は会計処理に限られる。

ウ．防火管理者を定めれば消防計画は作成しなくてよい。

エ．資格を有する者から防火管理者を定め、消防計画作成、消火・通報・避難訓練、消防用設備等の点検整備などの防火管理業務を行わせる。

答え・解説

正答：エ

ア：政令で定める資格を有する者から選任する。

イ：消防計画、訓練、設備点検、火気監督等が主要業務である。

ウ：消防計画の作成は防火管理者に行わせるべき業務に含まれる。

エ：消防法第8条は、一定の防火対象物の管理権原者に防火管理者を選任し、消防計画や訓練、設備点検等を行わせることを求めている。

総合解説：消防法第8条は、一定の防火対象物の管理権原者に防火管理者を選任し、消防計画や訓練、設備点検等を行わせることを求めている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0135

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：標準

準防火地域内の一戸建て住宅について指定確認検査機関が建築確認を行う場合の消防長又は消防署長の同意に関する基本的な考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．法令上同意を要する場合、指定確認検査機関であっても消防長又は消防署長の同意を省略して確認することはできない。
- イ．指定確認検査機関なら消防同意は常に不要である。
- ウ．消防同意は完成後にだけ求めればよい。
- エ．消防同意の制度は防火地域にしか適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：指定確認検査機関による確認でも、消防法・建築基準法上の消防同意が必要な案件ではその手続を省略できない。

イ：令和8年公式問題で誤りとされた考え方である。

ウ：確認段階で必要となる消防同意の手続である。

エ：準防火地域を含め法令上の対象について判断する。

総合解説：指定確認検査機関による確認でも、消防法・建築基準法上の消防同意が必要な案件ではその手続を省略できない。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0136

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：標準

高さ31mを超える高層建築物などで管理権原が分かれており、法令上の対象となる場合の防火管理として最も適当なものはどれか。

- ア．各テナントが個別管理すれば、全体を統括する防火管理は不要である。
- イ．関係する管理権原者は協議して統括防火管理者を定め、建物全体の消防計画等の統括的な防火管理を行わせる。
- ウ．統括防火管理者は必ず建築主事が兼任する。
- エ．高さ31mを超える建築物では管理権原の状況に関係なく全て同じ手続となる。

答え・解説

正答：イ

ア：対象となる場合は建物全体の統括防火管理が必要である。

イ：消防法第8条の2では、管理権原が分かれる一定の高層建築物等について統括防火管理者を協議して選任し、全体の防火管理を行わせる。

ウ：建築主事が当然に兼任する制度ではない。

エ：管理権原が分かれていることなど法定要件を確認する必要がある。

総合解説：消防法第8条の2では、管理権原が分かれる一定の高層建築物等について統括防火管理者を協議して選任し、全体の防火管理を行わせる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0137

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：標準

耐震改修促進法上の「耐震改修」に含まれる行為として最も適当なものはどれか。

- ア．外壁色を変えるだけで耐震性に関係しない塗替え
- イ．家具の配置替えだけを行うこと
- ウ．地震に対する安全性の向上を目的とする模様替
- エ．耐震診断書を読むだけで工事を行わないこと

答え・解説

正答：ウ

ア：耐震安全性の向上を目的としない単なる意匠変更は定義上の耐震改修とはいえない。

イ：建築物の耐震性を向上させる改修行為ではない。

ウ：耐震改修には、地震に対する安全性の向上を目的とする増築、改築、修繕、模様替、除却等が含まれる。

エ：耐震診断と耐震改修は別の概念である。

総合解説：耐震改修には、地震に対する安全性の向上を目的とする増築、改築、修繕、模様替、除却等が含まれる。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0138

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：標準

要安全確認計画記載建築物の所有者に課される義務として最も適当なものはどれか。

- ア．耐震診断は任意で、結果を所有者だけが保管すればよい。
- イ．所有者ではなく隣接道路の管理者だけが診断する。
- ウ．診断結果は建築士会にだけ報告し、所管行政庁には報告しない。
- エ．国土交通省令に従って耐震診断を行い、その結果を所定の期限までに所管行政庁へ報告する。

答え・解説

正答：エ

ア：対象建築物では診断と報告が義務である。

イ：建築物の所有者に義務が課される。

ウ：報告先は所管行政庁である。

エ：耐震改修促進法第7条は、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断と期限内の結果報告を義務付ける。

総合解説：耐震改修促進法第7条は、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断と期限内の結果報告を義務付ける。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0139

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：応用

要安全確認計画記載建築物について所管行政庁へ報告された耐震診断結果の扱いとして、耐震改修促進法上最も適当なものはどれか。

- ア．所管行政庁は、法令に基づき耐震診断の結果を公表する。
- イ．診断結果は永久に非公開とすることが法律で義務付けられている。
- ウ．所有者が拒否すれば、所管行政庁は制度上絶対に公表できない。
- エ．公表できるのは警察署長だけである。

答え・解説

正答：ア

ア：耐震改修促進法は、要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断結果について所管行政庁による公表制度を設けている。

イ：法令には結果の公表制度がある。

ウ：法定の公表制度を所有者の任意だけで消滅させるものではない。

エ：所管行政庁が法令に基づき公表する。

総合解説：耐震改修促進法は、要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断結果について所管行政庁による公表制度を設けている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0140

2-5 関係法令 > 消防法・耐震改修促進法 | 難易度：応用

要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められた場合の所有者の対応として最も適当なものはどれか。

- ア．耐震診断をした時点で、その後の対応は法律上全く求められない。
- イ．当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- ウ．必ず直ちに建築物を除却しなければならない。
- エ．所有者ではなく入居者だけが耐震改修を行う義務を負う。

答え・解説

正答：イ

ア：安全性向上が必要な場合には耐震改修の努力義務がある。

イ：耐震改修促進法は、診断結果から安全性向上が必要な要安全確認計画記載建築物について、所有者に耐震改修の努力義務を課している。

ウ：法は一律に即時除却を義務付けるのではなく耐震改修の努力義務等を定める。

エ：所有者に努力義務が定められている。

総合解説：耐震改修促進法は、診断結果から安全性向上が必要な要安全確認計画記載建築物について、所有者に耐震改修の努力義務を課している。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0141

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：基礎

2025年4月以降に着工する新築住宅・非住宅の省エネ基準適合義務について、原則として最も適当な記述はどれか。

- ア．住宅は規模にかかわらず全て適合義務の対象外である。
- イ．非住宅のうち2,000m²以上だけが対象である。
- ウ．床面積10m²以下等の適用除外を除き、原則として全ての新築住宅・非住宅が省エネ基準適合義務の対象となる。
- エ．木造建築物だけが適合義務を負い、RC造は対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：2025年4月以降は住宅も原則として適合義務の対象である。
イ：対象は大規模非住宅に限られず小規模・住宅へ拡大された。
ウ：2025年4月施行の改正により、適用除外を除く原則全ての新築住宅・建築物へ省エネ基準適合義務が拡大された。
エ：構造種別だけでこのように除外されない。
総合解説：2025年4月施行の改正により、適用除外を除く原則全ての新築住宅・建築物へ省エネ基準適合義務が拡大された。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0142

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：基礎

建築物省エネ法の適合義務の対象について、新築・増改築部分の床面積が10m²以下の場合の基本的な扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．1m²を超えれば必ず適合義務となる。
- イ．10m²以下でも住宅だけは必ず適合義務となる。
- ウ．面積による適用除外は一切ない。
- エ．適用除外となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の適用除外となる面積基準は10m²以下である。
イ：この面積による適用除外は住宅だけを除外しない。
ウ：10m²以下の新築・増改築等に適用除外がある。
エ：国土交通省資料では、10m²以下の新築・増改築は省エネ基準適合義務の適用除外として整理されている。
総合解説：国土交通省資料では、10m²以下の新築・増改築は省エネ基準適合義務の適用除外として整理されている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0143

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：基礎

工事を施工するために現場に設ける仮設の事務所について、建築物省エネ法上の省エネ基準適合義務の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．法令上の仮設建築物等に該当する場合、適合義務の対象外となる。
- イ．仮設であっても必ず恒久建築物と同じ適合性判定を受ける。
- ウ．仮設事務所は省エネ基準を2倍厳しく適用する。
- エ．仮設事務所は消防法だけが適用され、建築関係法令は一切考えない。

答え・解説

正答：ア

ア：応急仮設建築物、一定の仮設建築物、仮設興行場等は省エネ基準適合義務の適用除外であり、令和8年公式問題でも現場事務所を当然に義務対象とする記述は誤りとされている。

イ：法定の仮設建築物等には適用除外がある。

ウ：そのような特別な倍率規定はない。

エ：省エネ法上の適用除外の根拠を確認して判断する必要がある。

総合解説：応急仮設建築物、一定の仮設建築物、仮設興行場等は省エネ基準適合義務の適用除外であり、令和8年公式問題でも現場事務所を当然に義務対象とする記述は誤りとされている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0144

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：基礎

2025年4月以降の建築物省エネ法において、既存建築物を増改築する場合の省エネ基準適合義務の対象範囲として最も適当なものはどれか。

- ア．必ず既存建築物全体を最新基準へ全面改修しなければならない。
- イ．原則として増改築を行う部分が適合義務の対象となる。
- ウ．増改築には省エネ基準は一切適用されない。
- エ．増築部分ではなく既存部分だけを対象とする。

答え・解説

正答：イ

ア：2025年4月以降は原則として増改築部分が対象である。

イ：2025年4月以降は増改築について、既存部分を含む建築物全体ではなく増改築部分を対象として省エネ基準への適合を求める仕組みに改められた。

ウ：10m²以下等の除外を除き増改築部分にも適合義務がある。

エ：対象範囲が逆である。

総合解説：2025年4月以降は増改築について、既存部分を含む建築物全体ではなく増改築部分を対象として省エネ基準への適合を求める仕組みに改められた。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0145

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：標準

2階建ての一戸建て住宅を新築する場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定について、法令上の特定建築行為等の例外を除く一般的な考え方として最も適当なものはどれか。

- ア．住宅は適合性判定の制度と無関係である。
- イ．完成後にだけ省エネ基準を確認すればよく、着工前手続は存在しない。
- ウ．工事着手前に省エネ基準への適合について所定の適合性判定を受ける必要がある場合がある。
- エ．適合性判定は消防署だけが行う。

答え・解説

正答：ウ

ア：2025年4月以降は住宅も原則として適合義務の対象である。
イ：適合性判定等の着工前手続が必要となる場合がある。
ウ：令和8年公式問題では、2階建て一戸建て住宅の建築について、特定建築行為等を除き工事着手前の適合性判定が必要とする記述が正しい肢として扱われている。
エ：省エネ適判は法令で定める所管行政庁・登録機関等の制度であり消防署だけではない。
総合解説：令和8年公式問題では、2階建て一戸建て住宅の建築について、特定建築行為等を除き工事着手前の適合性判定が必要とする記述が正しい肢として扱われている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0146

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：標準

建築士が建築物の建築又は修繕等に係る設計を行う場合、省エネ性能に関して建築主に対して求められる対応として最も適当なものはどれか。

- ア．省エネ性能について建築主へ説明してはならない。
- イ．説明できるのは電力会社だけである。
- ウ．省エネ性能は設計と無関係なので説明対象外である。
- エ．設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他の性能向上に資する事項を説明するよう努める。

答え・解説

正答：エ

ア：法はむしろ説明するよう努めることを求めている。
イ：設計を行う建築士にも説明努力義務がある。
ウ：設計に係る建築物の省エネ性能は説明対象である。
エ：建築物省エネ法は、建築士が設計時に建築主へエネルギー消費性能等を説明する努力義務を定めている。
総合解説：建築物省エネ法は、建築士が設計時に建築主へエネルギー消費性能等を説明する努力義務を定めている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0147

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：標準

バリアフリー法上、特別特定建築物の新築等について建築物移動等円滑化基準への適合義務が生じる規模の原則として最も適当なものはどれか。

- ア．床面積2,000m²以上（公衆便所は50m²以上）
- イ．全て一律100m²以上
- ウ．原則500m²以上、公衆便所は500m²以上
- エ．原則10,000m²以上

答え・解説

正答：ア

ア：政令では、特別特定建築物の新築・増改築・用途変更に係る基準適合義務の規模を原則2,000m²、公衆便所は50m²としている。

イ：用途にかかわらず100m²一律ではない。

ウ：政令の原則規模と異なる。

エ：法定の原則規模より大きすぎる。

総合解説：政令では、特別特定建築物の新築・増改築・用途変更に係る基準適合義務の規模を原則2,000m²、公衆便所は50m²としている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0148

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：標準

バリアフリー法に基づく建築物の規制について、地方公共団体の条例で行い得る措置として最も適当なものはどれか。

- ア．国の基準より対象を拡大する条例は一切制定できない。
- イ．対象となる特別特定建築物の用途を追加したり、義務対象の規模を引き下げたり、必要な基準を付加することができる。
- ウ．条例でバリアフリー法そのものを地域内で全面適用除外にできる。
- エ．条例で建築士免許の種類を新設できる。

答え・解説

正答：イ

ア：条例による対象用途追加や規模引下げ等が認められている。

イ：バリアフリー法は、地域の実情に応じて条例により対象用途の追加、規模引下げ、基準付加等を行える仕組みを設けている。

ウ：国法の適用を全面的に消す制度ではない。

エ：バリアフリー法上の建築物規制と建築士免許制度は別である。

総合解説：バリアフリー法は、地域の実情に応じて条例により対象用途の追加、規模引下げ、基準付加等を行える仕組みを設けている。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0149

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：標準

バリアフリー法第17条の計画認定を受けた特定建築物について、移動等円滑化のため通常より床面積が増える一定の建築物特定施設の扱いとして最も適当なものはどれか。

- ア．認定を受けると敷地面積が自動的に2倍とみなされる。
- イ．認定を受けると建築基準法の全規定が適用除外になる。
- ウ．政令で定める範囲の床面積を、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない特例がある。
- エ．バリアフリー設備を設けると容積率は必ず0%になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：特例は敷地面積を2倍にする制度ではない。

イ：認定は全ての建築基準法規制を消すものではない。

ウ：認定特定建築物には、バリアフリー措置による床面積増加分について一定範囲を容積率算定から除外する特例がある。

エ：一定の床面積不算入であり容積率を0%にする制度ではない。

総合解説：認定特定建築物には、バリアフリー措置による床面積増加分について一定範囲を容積率算定から除外する特例がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01

0150

2-5 関係法令 > 建築物省エネ法・バリアフリー法等 | 難易度：応用

2025年4月以降の新築建築物について、「建築基準法上の確認手続が不要となる建築物なら、省エネ基準適合義務も必ず不要である」という判断として最も適当なものはどれか。

- ア．正しい。建築確認不要なら省エネ法も自動的に全て適用されない。
- イ．正しい。省エネ基準は建築確認を行う建物だけに存在する。
- ウ．誤りだが、確認不要建築物には必ず省エネ基準を2倍厳しく適用する。
- エ．誤り。確認手続の要否と省エネ基準適合義務の適用除外は同一ではなく、省エネ法上の適用除外要件を別途確認する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：確認手続と省エネ法上の適用除外は別の要件である。

イ：省エネ基準適合義務は独自の適用範囲を持つ。

ウ：適用義務の有無を確認するのであり、基準を一律2倍にする制度ではない。

エ：建築確認の対象外・審査省略と、省エネ基準への実体的な適合義務は区別して判断する。10m²以下や仮設建築物等の法定適用除外に該当するかを別途確認する必要がある。

総合解説：建築確認の対象外・審査省略と、省エネ基準への実体的な適合義務は区別して判断する。10m²以下や仮設建築物等の法定適用除外に該当するかを別途確認する必要がある。この問題では、数値だけでなく適用区域・例外・手続の条件まで合わせて判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-01-01